

NEXCO東日本における 各種取り組み

令和5年7月

あなたに、ベスト・ウェイ。



公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるととともに、平成26年に品確法が改正されました。さらに、令和元年度働き方改革、生産性向上、災害時の緊急対応強化等の新たな課題に対応すべく、これら担い手3法が改正されました。



NEXCO東日本では、品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制、工事の性格、地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、国が定める発注関係事務の運用に関する指針を参考とし、今までの改善と新たな取り組みを実施してまいります。

1. 多様な入札・契約制度に関する取組み
2. 品質確保に向けた取組み
3. 積算基準の改善に関する取組み
4. 工事管理に関する取組み
5. 建設業における働き方改革に資する取組み
6. 受発注者の業務効率化に関する取組み

1. 多様な入札・契約制度に関する取組み

《工事》

- 入札不調・不落札対策としての見積活用方式の見直し
- 落札者の選定方法の見直し

《調査等》

- 入札不調・不落対策としての見積りの活用方法の見直し
- 落札者の選定方法の見直し

関連: [NEXCO東日本の入札契約制度について](#)

《工事》入札不調・不落札対策としての見積活用方式の見直し

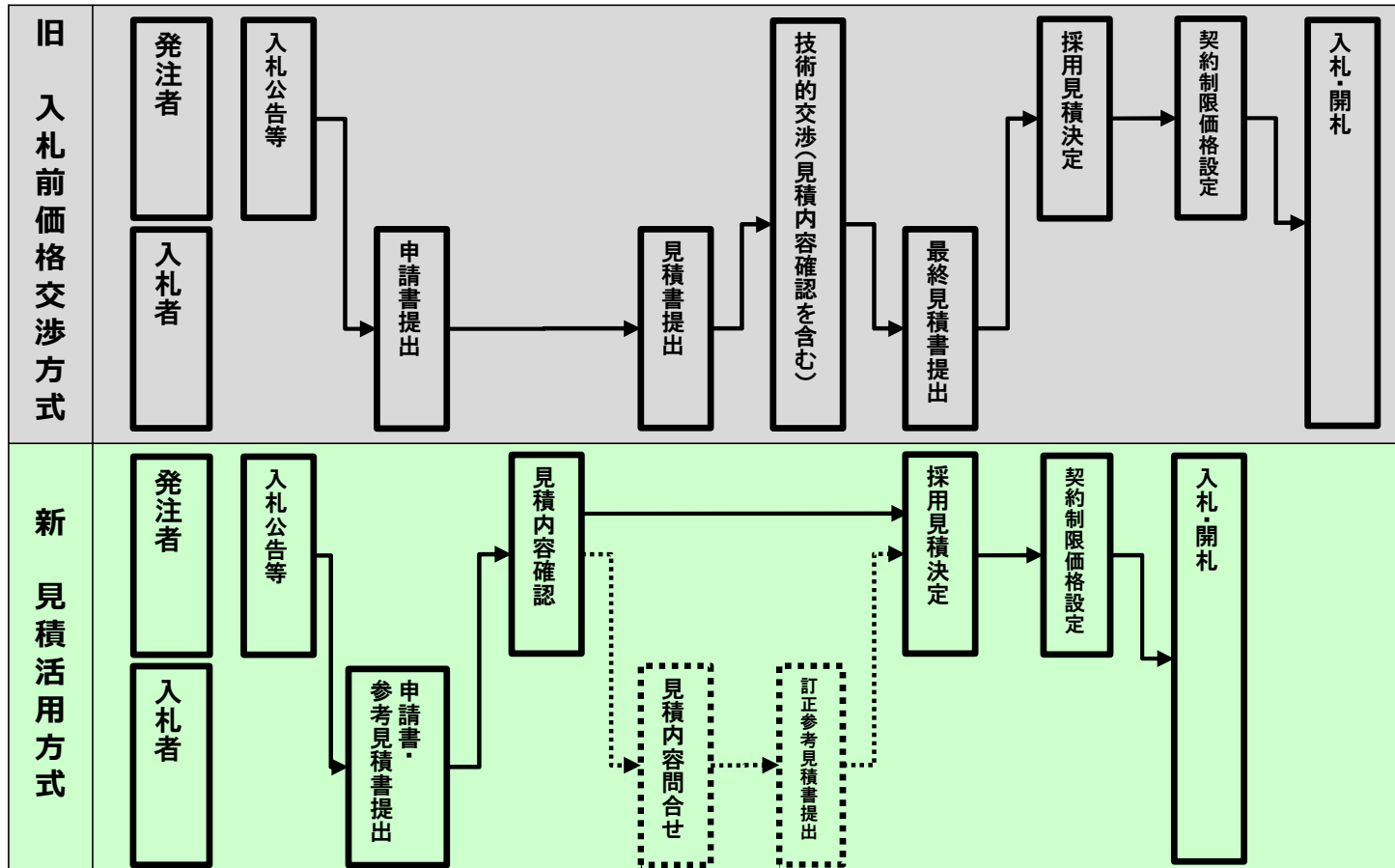
NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

NEXCO東日本では、工事の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「入札前価格交渉方式」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しております。

《手続の流れ》



《主な見直し概要》

- **参考見積書提出時期の見直し(※1)**
これまで申請書提出後、競争参加資格を有すると認められた者に別途見積書の提出を求めていましたが、申請書と参考見積書は同時提出に見直しております。
- **技術的交渉の廃止(※2)**
これまで発注者と入札参加者間で「技術的交渉」を必ず実施していましたが、本方式では、参考見積書提出後発注者が見積内容を確認し疑義等確認事項がある場合に電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積内容問合せを行う方法に見直しております。
- **採用見積決定(※3)**
これまで同様、当社が最も適正な価格であると認められた参考見積書を活用して契約制限価格を設定します。
- **契約後の施工時における確認**
契約後、受注者が提出した参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求め、合理性・妥当性の確認を行います。なお、その結果、疑義等がある場合は施工体制点検において下請負人等への聞き取り調査を行います。

※1『高度技術提案型』の場合は、参考見積書を申請書との同時提出ではなく、技術提案書の提出と同時に求めます。

※2『高度技術提案型』の場合は、技術提案のヒアリングの際に、見積内容についても確認を行います。

※3『高度技術提案型』で『見積活用方式』を活用した場合は、技術評価点の最も高い者が提出した参考見積書を活用して契約制限価格を設定します。

《工事》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 総合評価落札方式の主な見直し

NEXCO東日本では、競争参加者の選定方法が「一般競争入札方式・条件付一般競争入札方式」における落札者の選定方法は「総合評価落札方式」を適用していますが、主に以下の点について見直しを行っております。

《入札公告段階》

1. 《技術評価タイプ》評価タイプ「高度技術提案型」の導入

設計図書で示す標準案に対して、工事目的物等の変更も認め工期短縮・品質・安全管理の更なる確保を行うための「高度技術提案型」を導入しました。（この場合、評価値の算出は「除算方式」を採用）

《技術評価段階》

2. 《技術評価項目》担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」や「地域企業」の評価を追加

工事実績評価型において、「若手技術者（満35歳以下）」や「女性技術者」を契約後配置する計画がある場合や「地域企業」の拠点・実績を技術評価点の加点対象とする評価項目を追加しました。

《入札・開札（評価値算定）段階》

3. 《評価値算出》加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを見直し

加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスは、これまで「価格1：技術1」としていましたが、過去の工事成績等の状況から「価格1：技術2」に見直しております。

4. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

加算方式における価格評価点の算定方法は、これまで「調査基準価格」と「重点調査価格」を活用した2式による算定方法としていましたが、過去の工事成績等の状況から「調査基準価格」を活用した式に見直しております。

5. 《評価値算出》価格評価点の算定方法の見直しに伴う「施工体制確認型」の廃止

上記、価格評価点の算定方法の見直しに伴い、これまでに開札後に確認・評価を行っていた「施工体制確認型」を廃止しました。

《工事》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

1. 《技術評価タイプ》新たな評価タイプ「高度技術提案型」の導入

令和3年7月以降に総合評価落札方式で入札公告を行う工事では高度技術提案型の他、次の技術評価タイプで運用しています。

落札者の選定方法		総合評価落札方式			
技術評価タイプ		工事实績評価型		技術提案評価型	高度技術提案型
分類		実績Ⅱ型	実績Ⅰ型		《新設》
適用概要		技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が小さい工事で、施工計画を求め企業の能力を評価することで更なる適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい(又はある)工事で、設計成果(標準案)に基づき技術提案を求めることでコスト縮減や更なる品質・安全確保が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい工事で設計成果(標準案)に対し施工方法等の工夫により部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めることで、より最適な道路構造等に資して工期短縮、品質・安全の確保が期待できる工事に適用
設計業務	業務の実施者	設計会社			
	競争参加者設定方法等	プロポーザル方式、一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか			
発注者が示す標準案の有無		有			
工 事	工事の実施者	施工会社			
	競争参加者設定方法等	条件付一般競争入札方式		一般競争入札方式、 条件付一般競争入札方式のいずれか	
	技術提案書提出	求めない		求める	
	技術提案書提出時の 工事目的物の変更	認めない			認める
	評価値算出方法	加算方式 (価格評価点+技術評価点)			除算方式 (技術評価点/入札価格)

《工事》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

2. 担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」や「地域企業」の評価を追加

令和3年7月以降に総合評価落札方式(工事实績評価型)で入札公告を行う工事では、担い手の育成や地域における社会資本を支える企業の確保を目指して「若手技術者・女性技術者」や「地域企業の災害実績・緊急時の施工体制」の評価を追加しています。

若手技術者・女性技術者の評価	地域企業の評価												
《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型(実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅱ型地域活用型※1)	《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型(実績Ⅱ型地域活用型)												
《評価対象項目》 1. 担い手確保 若手技術者・女性技術者の配置計画	《評価対象項目》 1. 同種工事の工事成績(企業) 2. 配置予定技術者工事成績 3. 施工の円滑性 災害復旧 4. 企業の信頼性 地域精通度 緊急時の施工体制												
《評価方法》 技術資料での若手・女性技術者の「配置計画の有無」により評価	《評価方法》 ● 上記1、2の評価は、次のとおり評価												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>技術評価点 (配点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①契約締結後に若手技術者(満35歳以下)の配置計画がある</td> <td>①・②いずれの条件も満たす</td> <td>配点×100%</td> </tr> <tr> <td>②契約締結後に女性技術者の配置計画がある</td> <td>①・②のいずれか一方を満たす</td> <td>配点×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①・②のいずれも該当なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		技術評価点 (配点)	①契約締結後に若手技術者(満35歳以下)の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす	配点×100%	②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす	配点×50%		①・②のいずれも該当なし	0点	$\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70\text{点} / 20) \times a \times b$ a: 発注者が指定する地域と受渡しを行った年度に基づく係数 b: 配置予定技術者の同種工事経験時の役職に基づく係数 ※上記1の場合は、bの算入は除く
評価基準		技術評価点 (配点)											
①契約締結後に若手技術者(満35歳以下)の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす	配点×100%											
②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす	配点×50%											
	①・②のいずれも該当なし	0点											
	● 上記3の評価は、次のとおり評価 当社または当社が指定する地域における災害復旧実績の有無により評価												
	● 上記4の評価は、次のとおり評価 当社が指定する地域における本店・支店・営業所があり緊急時の施工体制の確保が可能であること												

※1 対象は、土木工事、土木補修工事(契約制限価格(税込み)が5億円未満の場合)

《工事》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

3. 《評価値算出》加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを見直し
4. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し
5. 《評価値算出》価格評価点の算定方法の見直しに伴う「施工体制確認型」の廃止

令和3年7月以降に総合評価落札方式の加算方式で入札公告を行う工事での評価値算定等は次のとおり運用しています。

《加算方式の評価値算定方法と配点バランス》

- 評価値 = 価格評価点 + 技術評価値

※施工体制確認型の廃止により「施工体制評価点」も廃止となります。

- 配点バランス

技術評価タイプ		評価値 A+B	価格評価点A(①+②)		技術評価点 B
			配点①	定数②	
技術提案評価型		100点	15点	55点	30点
工事实績評価型	実績Ⅰ型	100点	10点	70点	20点
	実績Ⅱ型	100点	5点	85点	10点

※高度技術提案型(除算方式)を適用する場合の配点は、個々の入札公告でお示します。

《価格評価点算定方法》

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

※なお、調査基準価格を下回る入札価格の場合、価格評価点は加点せず0点とします。

《工事》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

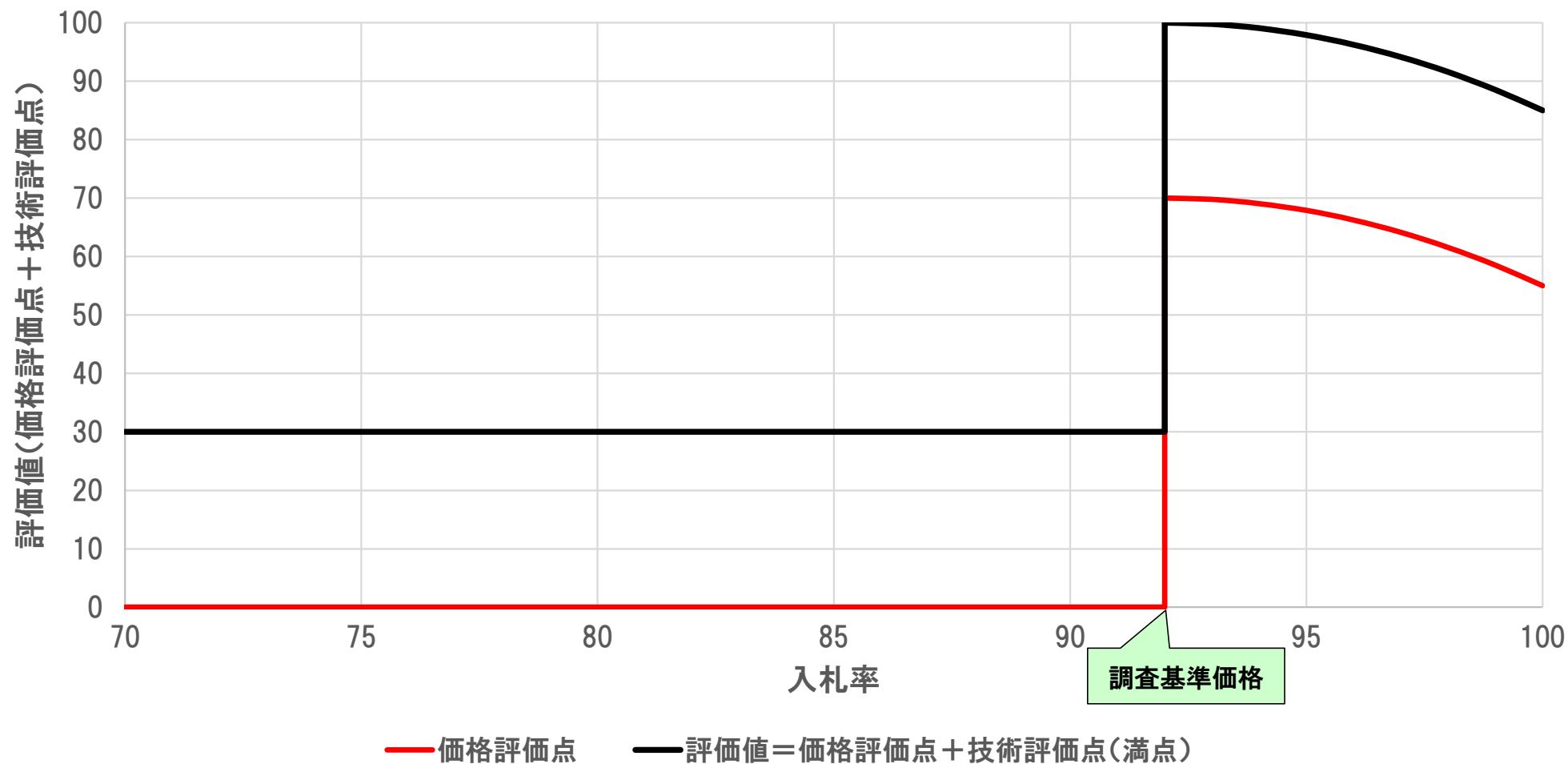
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

《参考》価格評価点算定方法・配点バランス見直しによる技術提案評価型の評価イメージ

評価値 = 100点

価格評価点 = 配点15点(満点) + 定数55点 ※調査基準価格を下回る入札価格では加点せず0点

技術評価点 = 配点30点(満点)

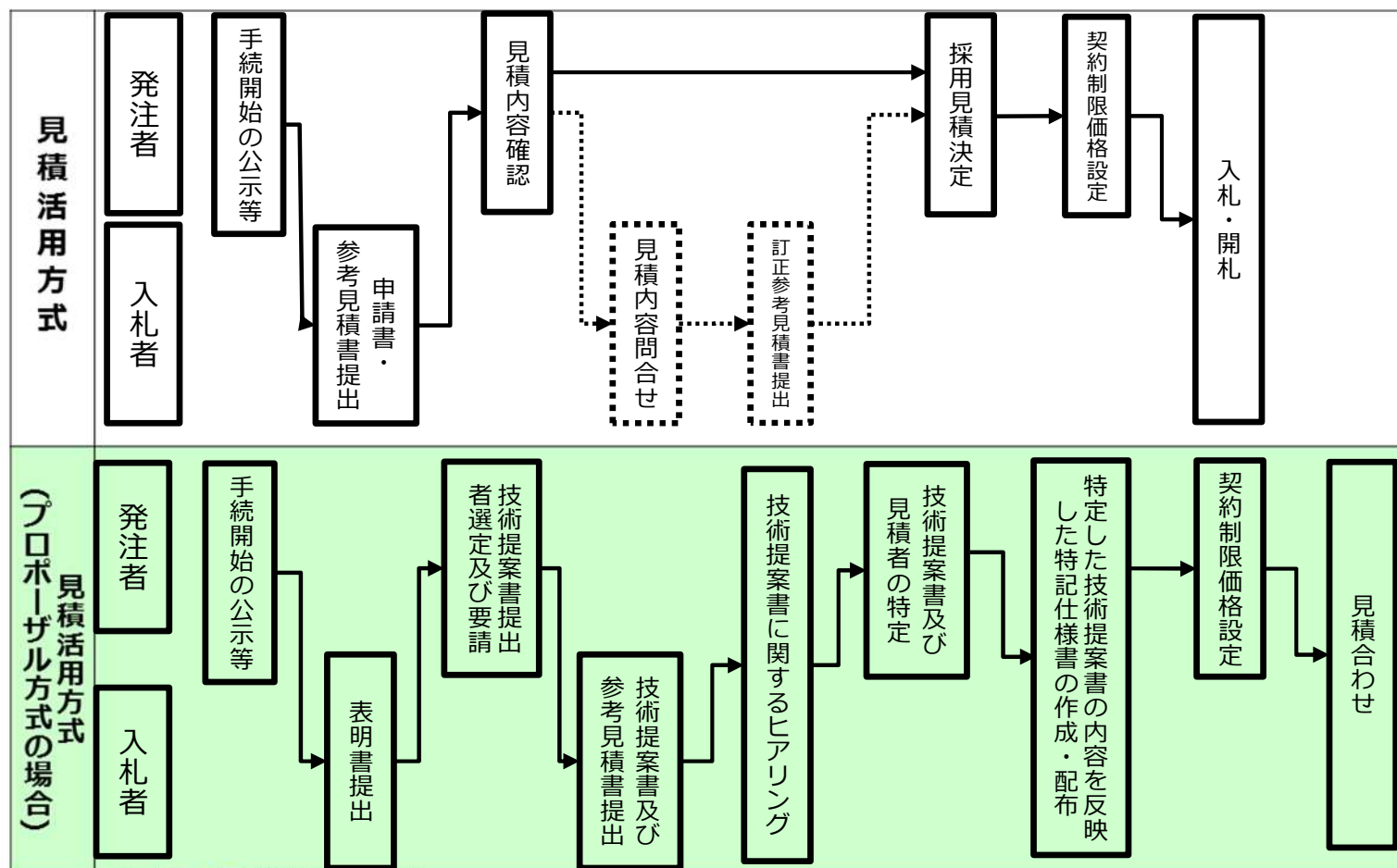


令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 調達手続きにおける入札参加者の見積り活用方式

NEXCO東日本では、調査等業務の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「見積徴収」として実施してきましたが、『見積り活用方式』として見直しております。

《手順の流れ》



《手順の主なポイント》

- 参考見積り書提出時期
参考見積り書の提出は、申請書と参考見積り書は同時提出となります。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書と同時提出となります。
- 参考見積り書の内容確認
参考見積り書の内容に疑義等がある場合には電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積り内容問合せを行います。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書に関するヒアリング時に確認を行います。
- 採用見積り決定
これまで同様、当社が最も適正な価格であると認められた参考見積り書を活用して契約制限価格を設定します。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書の特定者の参考見積り書を活用して契約制限価格を設定します。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 総合評価落札方式の主な見直し

NEXCO東日本では、競争参加者の選定方法が「一般競争入札方式・条件付一般競争入札方式」における落札者の選定方法は「総合評価落札方式」を適用していますが、主に以下の点について見直しを行っております。

《技術評価段階》

1. 《技術評価項目》担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」の評価項目の追加及び「企業の業務実績等」評価方法の見直し

中長期的な担い手の育成・確保を目指して新たに「若手技術者(満35歳以下)」や「女性技術者」の評価項目を追加しております。また、企業の業務実績等は、これまで高速道路会社又は国土交通省の実績を優位に評価していましたが、業務の性質などに応じて公共事業発注機関の実績でも同様に評価するよう見直しを行っております。

《入札・開札(評価値算定)段階》

2. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

加算方式における価格評価点の算定方法は、これまで「調査基準価格」と「評価基準価格」を活用した2式による算定方法としていましたが、適正利潤の確保を可能とするため「調査基準価格」を活用した式に見直しております。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

1. 担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」の評価項目の追加及び「企業の業務実績等」評価方法の見直し

令和3年7月以降に総合評価落札方式で入札公告を行う調査等業務では、担い手の育成・確保を目指して「若手技術者・女性技術者」の評価を追加しております。また、業務の性質等を踏まえ企業の業務実績等の評価方法の見直しを行っております。

《評価項目・配点等の標準例》

No	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	土木設計以外			土木設計		
					一般競争入札 (WTO適用)	一般競争(注1)	条件付一般競争(注1)	一般競争入札 (WTO適用)	一般競争	条件付一般競争
1	企業	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	35	25	25	35	15	15
2			管理技術力	施工管理業務の実績	-	-	-	-	10	10
3			地域精通度	地域での業務実績	-	- (5)	- (5)	-	-	-
4		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	20 (15)	20 (15)	-	20	20
5			専門技術力	表彰実績	-	5	5	-	5	5
6		事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1
小計					35	50	50	35	50	50
7	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	20 (15)	20 (15)	30	20	20
8			資格要件	若手・女性技術者の配置	5	5	5	5	5	5
9			専門技術力	同種業務の実績	30	20	20	30	20	20
10			地域精通度	地域での業務実績(注1)	-	- (5)	- (5)	-	-	-
11		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	5	5	-	5	5
12		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否
小計					65	50	50	65	50	50
13	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否
評価点合計					100	100	100	100	100	100

青枠で囲った評価項目の判断基準を今回の改正で見直しましたが、その詳細は、14・15頁でご確認下さい。

(注1)現地作業が伴う業務の場合においては()の配点を使用する。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 同種業務の実績(経験)の評価について

調査業務の場合				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性 同種業務の実績 以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～トに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村 以下の場合には加点しない ②上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ③平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ④類似業務の場合	①満点

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

設計業務の場合				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性 同種業務の実績 以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ②同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のヘ～トに示す発注機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ④平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ⑤類似業務の場合	①満点 ②配点の1/2

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

上記、評価基準のうち

“ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しております。
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象とし、且つイ～ハと同評価することに見直しております。

上記、評価基準のうち

“ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しております。
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象として見直しております。



※実際の評価項目・配点等は各業務の入札公告にてご確認下さい。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 地域での業務実績の評価について

調査業務の場合				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
企業の経験及び能力	実績等	地域精通度	以下の基準で評価する。 ①平成〇年4月1日以降に履行対象地域(〇〇内※)での公的機関等の同種業務の業務実績 ※〇〇内は都道府県単位 上記以外は加点しない	①満点

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

- 左記、評価基準では、調査業務の場合、履行対象地域での同種業務の業務実績がある場合、調査を行ううえで地域の特性等を把握し的確な業務遂行が期待できることから加点対象として見直しております。
- 一方、設計業務は、主に設計基準等に基づき業務遂行を行うことから評価項目の設定は行いません。

■ 若手・女性技術者配置計画の評価について

調査業務・設計業務共通				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
若手・女性技術者の配置	資格・実績等	資格要件 若手・女性技術者の配置	以下の基準で評価する。 ①若手技術者(※)または女性技術者を本業務で管理技術者として配置予定である場合 ※若手技術者は審査基準日において35歳以下の技術者をいう。 上記以外は加点しない	①満点

- 担い手育成の観点から若手技術者(35歳以下)または女性技術者を管理技術者として配置する予定である場合に加点対象とする評価項目を新たに設定しております。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

2. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

令和3年7月以降に総合評価落札方式の加算方式で入札公告を行う調査等業務での評価値算定等は次のとおり運用しております。

《加算方式の評価値算定方法と配点バランス》

- 評価値 = 価格評価点 + 技術評価値

- 配点バランス

技術評価タイプ	評価値 A+B	価格評価点A(①+②)		技術評価点B
		配点①	定数②	
技術提案評価型	100点	30点	10点	60点

《価格評価点算定方法》

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

※なお、調査基準価格を下回る入札価格の場合、価格評価点は加点せず0点とします。

《調査等》落札者の選定方法の見直し

NEXCO

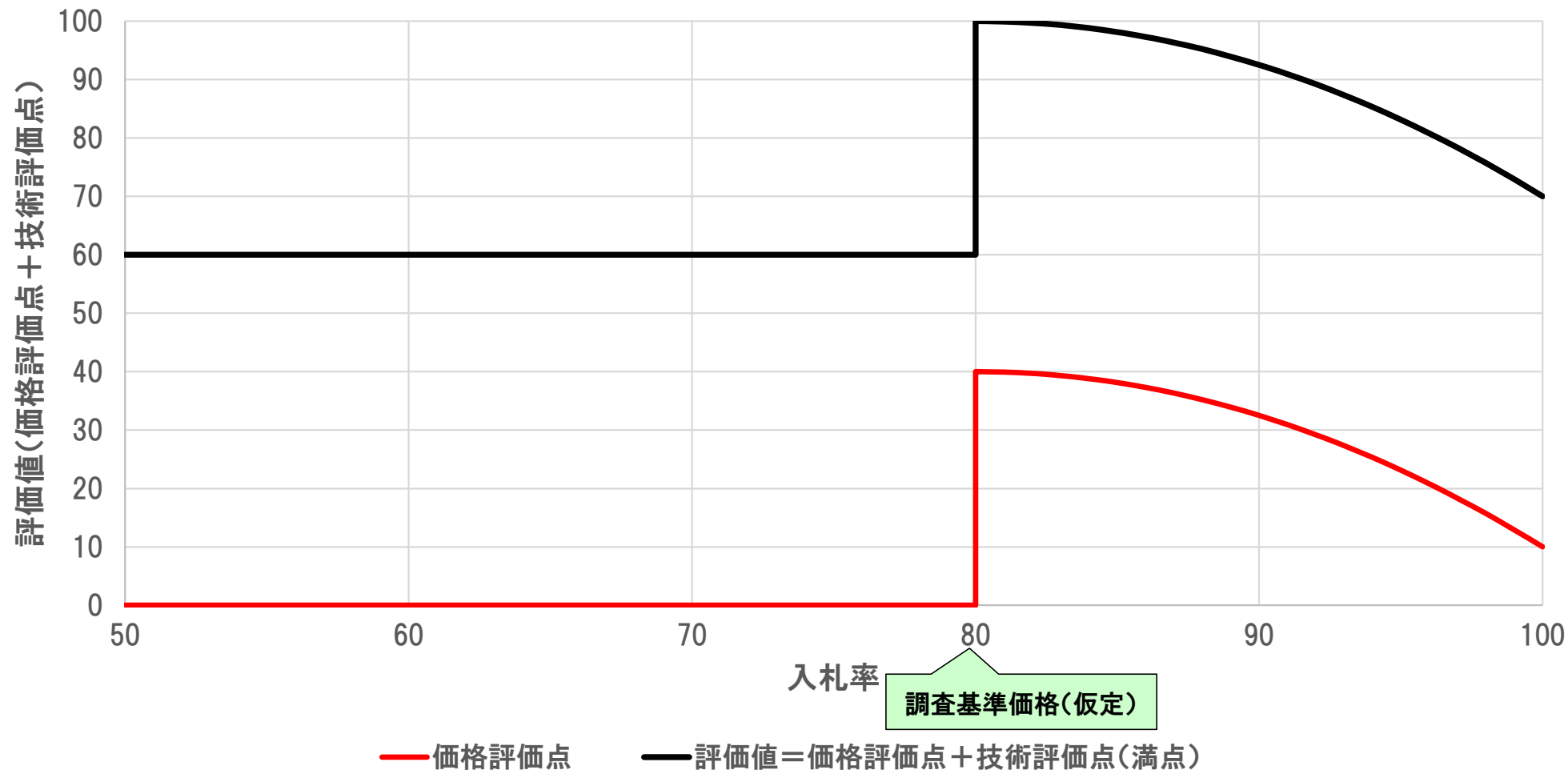
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

《参考》価格評価点算定方法・配点バランス見直しによる技術提案評価型の評価イメージ

評価値 = 100点

価格評価点 = 配点30点(満点) + 定数10点 ※調査基準価格を下回る入札価格では加点せず0点

技術評価点 = 配点60点(満点)



2. 品質確保に向けた取組み

《工事》

- ダンピング受注の防止対策の見直し
- 工事成績評定の見直し

《調査等》

- ダンピング受注の防止対策の見直し
- 調査等成績評定の見直し

《工事》ダンピング受注の防止対策の見直し

NEXCO

令和4年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

工事における低入札価格調査では、令和4年3月4日に改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル式に基づく調査基準価格算出方法の見直しを行いました。

《調査基準価格の算定方法》

次の①から④に示す合計額

- ① 直接工事費の額に 10分の9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10分の6.8 を乗じて得た額

ただし、その合計額が、工事価格対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

《調査基準価格を下回る入札価格の場合に落札予定者に提出を求める内容》

様式番号	項目
様式1	低入札価格調査資料の提出について
様式2	当該価格で入札した理由
様式3-1	入札価格に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式3-2	現場管理費の内訳書
様式3-3	一般管理費等の内訳書
様式4	コスト削減額調査
様式5	下請予定業者一覧表
様式6	配置予定技術者名簿
様式7-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式7-2	手持ち工事の状況（対象工事種別関連）
様式8	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式9-1	手持ち資材の状況
様式9-2	資材購入予定先一覧
様式10-1	手持ち機械の状況
様式10-2	機械リース元一覧
様式11-1	労務者の確保計画
様式11-2	工種別労務者配置計画
様式12-1	建設副産物の搬出地
様式12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式15-3	安全衛生管理体制（仮設置計画）
様式15-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式16	誓約書
様式17	施工体制台帳

《工事》工事成績評定の見直し

NEXCO

令和3年4月以降に契約締結を行う工事から適用

■ 請負工事成績評定要領における細目別評定点や考査項目別運用表等の見直し

令和3年4月以降契約締結する工事から請負工事成績評定要領では次の点について見直しを行い運用しております。

1. 細目別評定点の見直し

考査項目	細別	配点	旧要領との比較
施工体制	施工体制一般	3.3点	+0.1点
	配置技術者	4.1点	変更無
施工状況	施工管理	13.0点	変更無
	工程管理	8.1点	変更無
	安全対策	8.8点	+0.4点
	対外関係	3.7点	変更無
出来形及び出来ばえ	出来形	14.9点	-0.1点
	品質	17.4点	-1.2点
	出来ばえ	8.5点	+0.8点
工事特性	施工条件等への対応	7.3点	変更無
創意工夫	創意工夫	5.7点	変更無
社会性等	地域への貢献等	5.2点	変更無
法令遵守等	《減点対象項目》	最大-20.0点	変更無
評定点合計		100.0点	

2. 考査項目別運用表等の主な見直し点

施工状況(工程管理)の評価内容追加

現場条件や働き方改革への取組み項目の緩和・追加。

- ・ 現場が点在する施工要件の緩和
- ・ 週休2日の取組み状況の追加

品質・出来ばえの細分化

高速道路リニューアル事業・建設事業に則した考査項目内容の細分化。

- ・ 地すべり対策工事
- ・ 基礎工事及び地盤改良工事
- ・ シールドトンネル工事(セグメント、本体、内部構築等)
- ・ 耐震補強工事(コンクリート、鋼鉄、繊維巻立工等)
- ・ はく落対策工事
- ・ 床版取替工事
- ・ 橋梁補修工事(桁補強、現場施工) 等

《調査等》ダンピング受注の防止対策の見直し

NEXCO

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用

■ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

調査等における低入札価格調査では、次の見直しを行っております。

《調査基準価格の算定方法》

調査基準価格の算出は、次の表の業種区分の欄に掲げる種類ごとに、次の①から④に示す額の合計額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量、試験	直接費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
土質地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

調査基準価格の算出は、原則として契約案件毎に上の表の何れかの業種区分に分類した上で算出することとする。

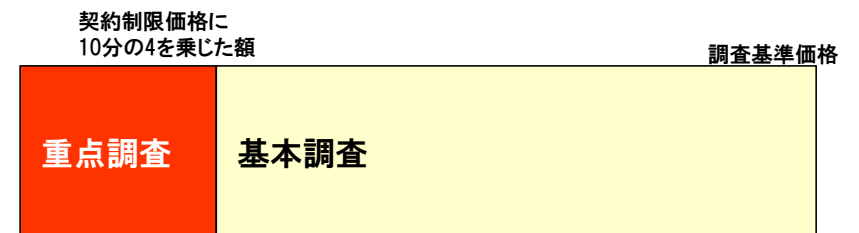
ただし、契約案件毎に定められた競争参加資格の業種区分が1つであっても、2以上の業種区分により積算する場合には、調査基準価格も、業種区分ごとにそれぞれ算出した上で合算した額を調査基準価格として設定する。

※なお、調査基準価格の算定方法(上表)は従前のおりですが、1業務で2以上に跨る業種区分により契約制限価格を算出する場合の調査基準価格の設定方法を明確化しています。

《低入札価格調査の調査方法》

低入札価格調査は、「基本調査」と「重点調査」により行っていますが、重点調査の対象価格の引上げを以下のおり見直しております。

※令和3年6月30日まで入札公告等を行う業務



※令和3年7月1日以降入札公告等を行う業務



《調査等》調査等成績評定の見直し

令和3年4月以降に契約締結を行う業務から適用

■ 調査等成績評定要領における評定項目の見直し

令和3年4月以降契約締結する業務から、調査等成績評定要領は下記に示す内容としております。

1. 評定項目の見直し

調査項目		細別	主任技術 評価員	総括技術 評価員	検査員	細目評定点		
						基礎点	配点	
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	評価対象	評価対象	評価対象	12.0点	20点	
	実施状況の評価	執行管理	評価対象				3.0点	5点
		品質管理	評価対象		評価対象		12.0点	20点
		業務特性		評価対象			6.0点	10点
		創意工夫	評価対象				2.4点	4点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	評価対象			3.6点	6点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		評価対象			3.0点	5点
結果の評価	成果品の品質	評価対象		評価対象		18.0点	30点	
評定者別評価点①								
評定者別基礎点②								
評定者別評定点③(①+②)			④	⑤	⑥			
業務評定点合計⑦=④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4							100点	
⑧事故等による減点							(最大 -15点)	
⑨契約不適合又は損害賠償が実施された場合の減点							(最大 -20点)	
⑩その他の減点							(最大 -10点)	
総合評定点の算定			総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩					

3. 積算基準の改善に関する取組み

- 最新の積算基準の改定(令和5年7月改定)
- 積算基準の改善に関する取組み

最新の積算基準の改定（令和5年7月改定）

NEXCO

■ 土木工事積算基準の改定概要

- 耐震補強における段差防止構造工及び横変位拘束構造工の新規制定
- 橋梁レベリング層用グースアスファルト工の新規制定
- ジオテキスタイル補強土壁工の新規制定
- トンネル視線誘導ライン工の新規制定

■ 調査等積算要領の主な改定概要

- 耐震補強の設計歩掛の改定

積算基準の改善に関する取組み

I. 乖離の大きい単価・代価の見直しに取り組んでいます。【単価・歩掛りの改定】

- 標準歩掛の新設・見直し
- 市場単価方式及び標準単価方式の適用
- 実勢価格の適切な反映（材料単価設定方法の見直し等）

II. 諸経費の見直しに取り組んでいます。【諸経費の改定】

- 土木工事の積算に用いる諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の見直し
「新設工事」と「修繕工事」に区分、現場管理費の算出に用いる率の改定
- 市街地等の施工における共通仮設費及び現場管理費の施工地域の補正の見直し
- 住民環境への配慮や労働者の作業環境等の改善のため、現場環境改善費を新設

III. 積算基準等の透明性の確保に引続き努めます。

- 積算基準及び積算に用いる単価を公表（刊行物掲載単価を除く）
単価ファイルについてHPでの公表とし透明性の確保及び閲覧者の負担軽減

令和3年7月の積算基準の改正により、
工事、調査等業務の工事費等の算出に用いる設計単価の更新頻度を、これまでの通常年4回
(4月、7月、10月、1月)から年2回(4月、10月)に見直すこととしました。
令和4年4月より、各支社が定める土木工事設計材料単価についても、年2回(4月、10月)を
標準とし、新たに公表。(令和4年10月から印刷可能とした。)

なお、令和5年10月以降から、上記に加え、①材料単価の公表範囲の拡大、②間接工事費補正区分の公表、
③見積活用方式で採用する参考見積書の公表を試行として新たに実施。(詳細は次ページを参照)

積算基準の改善に関する取組み

NEXCO

令和5年10月以降に入札公告等を行う工事から適用

■ 土木工事の積算における設計材料単価等の公表について(試行)

積算基準等に関する情報の更なる開示(透明性の確保)を目的とし、原則、**令和5年10月以降に入札公告等を行う工事**を対象として設計材料単価等の公表を実施

※今回の取組みは、**工事ごとに使用する設計材料単価等を入札手続き期間中に公表**

①対象工事 支社発注における土木工事

(※契約事務・技術審議事務の集約化を実施している支社においては、一部取り扱いが異なる場合があります。)

②公表対象

I : 主要な材料の設計単価

II : 間接工事費の適用工種および補正区分

III : 見積活用方式を採用した工事における当社採用単価

(※1 諸経費を除く)

(※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適用工事を除く)

③公表時期 入札書提出期限の15日前までに公表

④公表場所 当社ホームページ(入札公告の『その他情報』に掲載)

⑤公表資料 参考積算条件書(上記 I ~ IIIをまとめた参考資料(詳細は次ページを参照))

積算基準の改善に関する取組み

■ 参考積算条件書について

令和5年10月以降に入札公告等を行う工事から適用

参考積算条件書とは、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。

※なお、参考積算条件書の掲載内容に関する質問・問い合わせには一切応じられません。

参考積算条件書

(○○自動車道 ○○工事)

令和○年○○月○○日

東日本高速道路株式会社 ○○支社

【注意事項】

- 参考積算条件書は、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。
- 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。
- 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。
- 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

1.材料価格

①生コンクリート

名称	道路名	I・C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
計-3	○○自動車道	○○IC~○○IC ○○地区	m ³ m ³	○○ ○○

※ 留意事項を記載。

②骨材関係

品名	規格・寸法	道路名	I・C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
グラッシ			○○IC~○○IC ○○地区	m ³ m ³	○○ ○○
カーボン	C40 0.6mm JISに準ずる	○○自動車道			
砂					

※ 留意事項を記載。

③アスファルトコンクリート混合物

品名	規格・寸法	道路名	I・C区間 (○○地区)	単位	単価(円)
高機能舗装Ⅱ 型用混合物	品質アスファルト一般用 骨材の最大粒径:13mm 反復区分:なし	○○自動車道	○○IC~○○IC	t	○○

※ 留意事項を記載。

④○○(一般的な材料)

名称	規格・仕様	単位	価格	備考

※ 留意事項を記載。

2.間接工事費補正区分

項目	内 容			
適用工種	トンネル			
共通仮設費	施工地域補正	補正あり(一般交通影響あり(1))		1.3
現場管理費	施工地域補正	補正あり(一般交通影響あり(1))		1.1
一般管理費等	契約保証補正	補正あり		0.04

3.(最終)参考見積書

①見積対象項目(単価)

番号	項目番号	項目	単位	単価	備考
○○	2-(2)	道路掘削 土砂A	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削 土砂B	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削 土砂C	m ³	○○○○	
○○	2-(2)	道路掘削 土砂D	m ³	○○○○	

■労務・資機材、諸経費の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
労務・資機材等	材料価格は建設物価（一財建設物価調査会）と積算資材（一財経済調査会）掲載の実勢価格を平均して採用										
	設計労務単価、設計技術者単価の改定 (※R5.3, R4.3, R3.3, R2.3, R1.3, H31.3, H30.3, H29.3, H28.2, H27.2)	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
	排出ガス対策型建設機械の普及実態を反映し機械経費を見直し									□	
	物価資料等から求められる標準単価を積算基準として制定						△	☆			
諸経費	土木工事積算基準における諸経費（現場管理費、共通仮設費、一般管理費等）を改定		◎		◆	●	△	☆	★	■	

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■土工等の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
土工・構造物掘削工	工事規模の区分を一部改定 (維持土工と統合し特小規模施工区分を拡大)								★		
	小規模構造物掘削の施工歩掛等を一部改定							☆	★		
	施工機械、搬土距離の見直し						△			◇	
	ダンプトラックの標準積載量を一部改定								★		
	盛土部のり面仕上げ費の積算を標準単価方式に改定			▲							標準単価
	発破関連材料等の改定		◎								
	人力による構造物掘削の標準単価方式への改定	▼									
	構造物基礎材の施工歩掛の改定	▼									
拡幅土工	拡幅土工の小規模構造物掘削の施工歩掛を一部改定							☆	★		
	拡幅土工のダンプトラックの標準積載量を一部改定								★		
基礎地盤安定工	自走式土質改良工を新規制定							☆			
	スラリー攪拌工(CDM工法)を新規制定							☆			
	高圧噴射攪拌工(二重管工法)の適用範囲の改定			▲							
	標準単価方式への改定(粉体噴射攪拌工)	▼									
用排水工	用排水溝の施工歩掛を一部改定(△及び▼:標準単価化)	▼					△	☆	★		
	のり面排水逸水対策工の新規制定						△				

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考	
仮設工	鋼矢板打込み・引抜き施工機械の適用区分を改定	▼						☆				
	仮設防護柵工(連続基礎ブロック、H形鋼基礎)を新規制定						△	☆				
	土砂等崩落防止柵の施工歩掛を一部改定(名称変更含む)								★			
	仮設土留工の施工歩掛を一部改定								★	◇		
	仮道路及び仮水路の施工歩掛を一部改定								★			
	仮囲い大型土のう工の施工歩掛を一部改定									◇		
	工所用仮栈橋の施工歩掛を一部改定				◆				★	◇		
	工所用道路維持補修費の施工歩掛を一部改定								★			
	コンクリート構造物の取壊しの施工歩掛を一部改定(△:標準単価化)							△	★			
	敷鉄板設置・撤去の施工歩掛を一部改定						●					
	仮設防護柵工の施工歩掛を一部改定						●					
	工所用仮栈橋 杭(ダウンザホールハンマー工法)の施工歩掛を一部改定						●					
	油圧圧入・引抜き工の機械編成の改定			◎								
	鋼製覆工板材料 従来型の廃止			◎								
	鋼製覆工板、敷き鉄板及び鋼製山留材工の機械編成の改定	▼										
アースオーガ併用圧入、工所用仮栈橋杭橋脚(ダウンザホールハンマ工法)及び鋼製山留材工の諸雑費率の改定	▼											

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■のり面工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考	
のり面工	コンクリートブロック砕工、中詰工の施工歩掛を改定								★			
	落石防護柵工の施工歩掛を一部改定								★			
	落石防止網工の施工歩掛を改定									◇	市場単価	
	現場打砕工(吹付のり砕工)の代価を改定									◇	市場単価	
	アンカー工の削孔機種及び施工歩掛を一部改定							☆	★			
	コンクリートブロック積工の施工歩掛を改定				◆	●	△			◇	標準単価	
	大型コンクリートブロック積工の施工歩掛等を改定	▼							★			
	コンクリートブロック張工の機械編成を改定	▼							★			
	基礎材の施工歩掛を改定								★			
	切土補強土の施工歩掛を一部改定						●		★		本編取込	
	補強土壁工の施工歩掛を一部改定(▼:標準単価化)	▼									◇	本編取込
	植生マット工の施工歩掛を一部改定										◇	市場単価
	種吹付工の施工歩掛を改定						●				○	市場単価
	植生基材吹付工の施工歩掛を改定						●				○	市場単価
	シールコンクリート工の新規制定							△				
	じゃかご工、ふとんかご工の積算を標準単価方式に改定(▼:機械編成の改正)	▼			▲							標準単価
	アンカー工、コンクリートブロック積工(大型)、コンクリートブロック張工、裏込め砕石の積算を標準単価方式に改定			◎								標準単価
	かご砕工、水抜きボーリング工(既設盛土補強関連)の新規制定			◎								
裏込め砕石の機械編成の改定	▼											



NEXCO

東日本

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■コンクリート構造物工、PC橋工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
コンクリート構造物工	コンクリートの歩掛・施工機械等を改定					●					
	コンクリート打設区分に10m ³ 以下の区分を設定								★		
	無溶接工法による場所打ち杭用かご筋の組立歩掛制定								★		
	型枠工の施工歩掛を一部改定(上部工用型枠、移動型枠)								★	◇	
	足場工の構造物区分及び施工歩掛を一部改定								★		
	機械式鉄筋定着加工費を新規制定							☆			
	鋼細幅箱桁橋の固定型わく工の新規制定							☆			
	足場工について枠組足場からくさび緊結式足場へ改定				◆						
	橋梁上部工昇降足場の新規制定		◎								
	一般用鉄筋の施工歩掛の改定	▼									
高橋脚用タワークレーン設備の電力消費量の改定	▼										
PC橋工	場所打桁橋の施工歩掛を一部改定								★		
	鋼橋の架設(トラッククレーンベント架設工法)の施工歩掛の改定							☆			
	鋼橋足場工の施工歩掛の改定							☆			
	自走式クレーン車設備の改定						△				
	工事用エレベータの改定						△				
	プレキャスト桁仮設足場工の改定(足場工の改正)					●					
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
波型鋼板溶接接合の板厚係数の改定	▼										

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■鋼橋工、支承及び付属物工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
鋼橋工	製作歩掛りにおける各種条件による補正の算定方法及び算定式の改定			▲							
	鋼橋足場工、鋼橋防護工の一部改定					●				◇	
	鋼構造物の輸送費の改定	▼	◎	▲							
	T継手溶接工、板継溶接工の製作歩掛を一部改定								★		
	高力ボルト本締工の施工歩掛を一部改定								★		
	特殊部塗装の単価を改定(標準単価化)						△				
	鋼橋の架設(トラッククレーンベント架設工法)の改定						△				
	検査路A, Bの材料ロス改定						●				
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
	間接労務費率、工場管理費率の改定		◎								
	鋼材制作の施工歩掛の改定	▼									
支承及び付属物工	排水管の施工歩掛及び機械編成の改定、伸縮装置F(切削目地)の廃止			▲							
	鋼材割増率、スクラップ率の改定		◎								
	伸縮装置Aの歩掛の改定		◎								
	支承アンカーボルト箱抜工の新規規定		◎								
	ガードレールポスト孔工の施工歩掛を一部廃止	▼									

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■基礎杭、構造物修繕工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
基礎杭	場所打ちコンクリート杭(全周回転、揺動式オールケーシング)の改定					●					
	場所打ちコンクリート杭(揺動式オールケーシング)の廃止				◆						
	場所打ちコンクリート杭(深礎工法)モルタルライニング・ロックボルト工・金網工・鋼製リング支保工の新規制定	▼									
	ロックボルト工の電力消費量の改定	▼									
構造物修繕工	橋梁補修用足場工、鋼橋側面塗装足場工の代価を一部改定及び制定		◎		◆	●	△		★	◇	
	橋梁塗替塗装の素地調整作業の代価を一部改定									□	
	コンクリート表面保護工の新規制定、含浸工の改定						△	☆			標準単価
	超速硬コンクリートの改定		◎								
	床版上面の断面修復工の改定		◎								
	ひび割れ注入工の材料使用量等改定		◎								
	はく落対策工の改定		◎								
	支承取替工の新規制定		◎								
落橋防止工関連の積算基準の新規制定	▼										

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

■トンネル工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
トンネル工	切羽監視員の制定						△				
	汚濁水処理工の設備規模の見直しに伴う改正						△				
	施工実態調査による施工機械の見直し						△				
	給水設備費、切羽監視員の見直し					●					
	トンネル換気設備の改定			▲							
	タイル内装工の施工歩掛の改定		◎								
	トンネル掘削工の機械編成の改定	▼									
	コンクリート吹付工の機械編成の改定	▼									
	サイクルタイム及び鋼アーチ支保工の施工歩掛の改定	▼									
	内装工視線誘導ラインの新規制定	▼									
	汚濁水処理工の運転時間の記述の一部変更	▼									

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■舗装工・舗装修繕工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考	
舗装工・ 舗装修 繕工	橋梁床版面の残アスファルト合材等の取除き費における施工歩掛を改定								★			
	事前コア採取費の施工歩掛を改定								★			
	段差修正工の施工歩掛を一部改定								★			
	人力舗設工(As混合物)、簡易舗装工、簡易舗装路盤工の積算を標準単価方式に改定			▲							標準単価	
	合材(又は廃材)ダンプトラックの標準積載量を一部改定								★			
	床版防水工(グレードⅡ)を新規制定							☆				
	切削オーバーレイ工他の施工歩掛を一部改定			▲								
	床版防水工(グレードⅡ)既設床版用の新規制定			▲								
	不陸整正、縁石工の積算を標準単価方式に改定		◎									標準単価
	床版防水工端部止水処理工の新規制定			◎								
	プライムコート、タックコートにおける施工歩掛及び乳剤ロス率の改定	▼										
	タックコートにおける乳剤種別の追加	▼										
	舗装材料の混合費における機械編成及びプラント電力消費量の改定	▼										
	ハンドレール工の施工歩掛の改定	▼										
連続鉄筋コンクリート版の施工歩掛の改定	▼											
橋梁レベリング層用ゲースアスファルトの新規制定	▼											

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■交通安全・管理施設工の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
交通安全・管理施設工	ガードレールの施工歩掛を一部改定					●			★	◇	一部市場単価
	ガードケーブルの施工歩掛を一部改定					●			★	◇	
	プレキャストコンクリート製防護柵の歩掛を新規制定									◇	
	標識工、車線分離標、縁石工、路面標示工の施工歩掛を一部改定			▲		●	△			◇	
	標識基礎工の材料価格の一部改正					●					
	撤去歩掛の新規制定						△	☆			
	市場単価への移行、標準単価への移行						△		★	◇	
	立入防止柵動物型の種別追加	▼									
	標識基礎ぐいの日当り標準施工量の改定	▼									

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

積算基準の改善に関する取組み

R5.7改定部分赤字

■遮音壁工、床版取替工等の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
遮音壁工	標準図集改正に伴う材料単価の入れ替え									◇	
	遮音壁取替工の積算基準の新規制定							☆			
	遮音壁種別Ⅳ－G(橋梁部ガードレール取付型式)の廃止			▲							
	橋梁部遮音壁撤去の新規制定		◎								
耐震補強工	耐震補強用コンクリート工の一部改定					●					
	耐震補強用鋼板の制作の材料ロス率見直し					●					
	耐震補強用足場工について、橋梁補修用足場へ移行し現行代価を廃止				◆						
交通規制工	交通規制工の施工歩掛を一部改定										
	交通保安要員の新規制定								★		
	交通保安要員の交代要員の歩掛の見直し						△				
床版増厚工	床版防水工(グレードⅠ)の一部改定					●				○	市場単価
	路面切削工の施工歩掛を一部改定		◎								
床版取替工	床版取替工の新規制定、一部改定						△	☆			
	昼夜連続施工を考慮した歩掛の改定			▲							
ロッキング橋脚耐震補強工	ロッキング橋脚耐震補強工の制定、改正					●		☆			
	ロッキング橋脚耐震補強用足場工について、橋梁補修用足場へ移行し現行代価を廃止				◆						



NEX
東日本

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

■その他、週休2日(4週8休)工事の積算等の主な見直し

工種	主な改定項目	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	備考
中央分離帯改良工	対面通行用中央分離帯改良工の新規制定							☆			
ワイヤロープ 設置工	ワイヤロープ設置工の新規制定						△				
	材料単価の一部見直し				◆						
塗膜除去工	剥離剤による塗膜除去工の新規制定						△				
週休2日(4週8休)工 事の積算	週休2日(4週8休)工事の新規制定		◎								

凡例: ▼R5.7 ◎R4.7 ▲R3.7 ◆R2.10 ●R1.7 △H30.7 ☆H29.7 ★H28.7 □H27.10 ◇H27.7 ■H27.5 ○H27.4

4. 工事管理に関する取組み

- 設計変更ガイドライン
- 三者協議会
- ワンデーレスポンス
- 工事変更等検討会(試行)

背景：工事内容の変更に係る問題点

- 条件明示が統一されていないため、契約変更の判断が発注組織などにより相違がある
- 施工条件の確認や、契約変更のために必要となる設計図書の照査の範囲や工事内容の変更等による補助業務の定義が不明瞭
- 変更部分の工事費算出の協議の難航
- 工事の一時中止の指示が適切な時期に通知されていないケースや、一時中止を通知した後の中止期間における現場の管理方法及び受注者の体制など受発注者間で共通認識がされていない



ガイドライン策定の目的

発注者・受注者双方の認識の共有、円滑かつ公正適切な契約手続き
「土木工事請負契約における契約変更の手引き」を策定しHP上で公表し、
改正品確法の趣旨を踏まえ
「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」として平成27年1月に改訂

工事管理に関する取組み（設計変更ガイドライン）

NEXCO

◇平成27年1月(制定)

- ✓品確法の改正趣旨を踏まえ、**NEXCO東日本としての発注者の責務**をガイドラインに明記
- ✓新単価算出方法の見直し(落札率を乗じないケースを設定)
- ✓工事一時中止の際に作成する基本計画書に増加概算費用を記載する旨追加

◇平成27年4月(改定)

- ✓割掛項目の数量明示及び割掛項目の検測項目化について追加
- ✓「割掛対象表参考内訳書」により割掛項目の数量を明示

◇平成29年7月(改定)

- 供用中の高速道路における部分使用の手続きを簡略化

◇平成30年7月(改定)

- 受発注者間での工事工程の共有及び設計変更に関する判断事例を追記

◇令和元年7月(改定)

- 積算基準の改訂に伴う割掛対象表参考内訳書の改訂

◇令和2年4月(改定)

- 民法改正に伴う契約用語の改正(条項の見直し、瑕疵⇒契約不適合) ※契約書条項対比表のみ

◇令和2年10月(改定)

- ✓新担い手3法による改正趣旨を踏まえた、**新たな”発注者の責務”**をガイドラインに明記
- ✓契約書改正に伴う契約条項の改正 ※各条項の取込み

◇令和3年7月(改定)

- ✓工事内容の変更等の補助業務の明確化



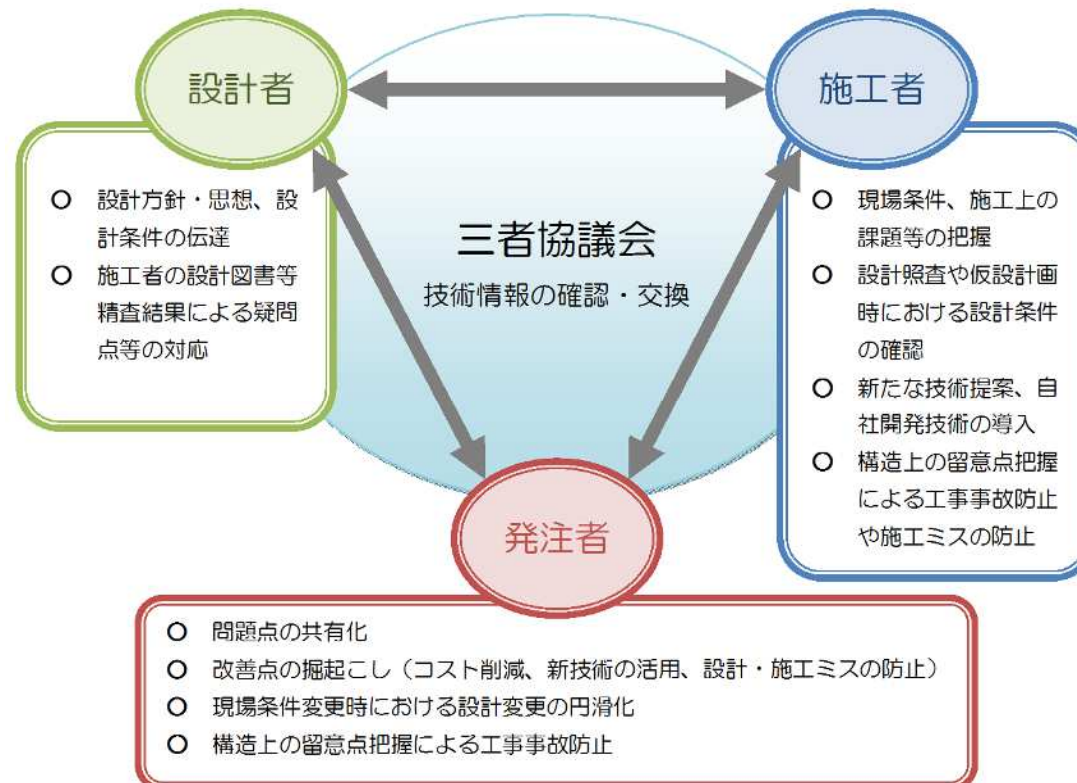
NEXCO

社員及び建設業界に向けた説明会の実施を通じガイドラインの浸透と現場での活用を図る

三者協議会を原則すべての工事で開催します。

三者協議会とは

工事施工の円滑化と工事目的物の品質確保を目的として、工事着手前の段階において、当該工事の施工業者、設計者、発注者の三者による「三者+協議会」を実施し、設計図書と現場の整合確認、設計思想の伝達及び情報共有を行うもの。



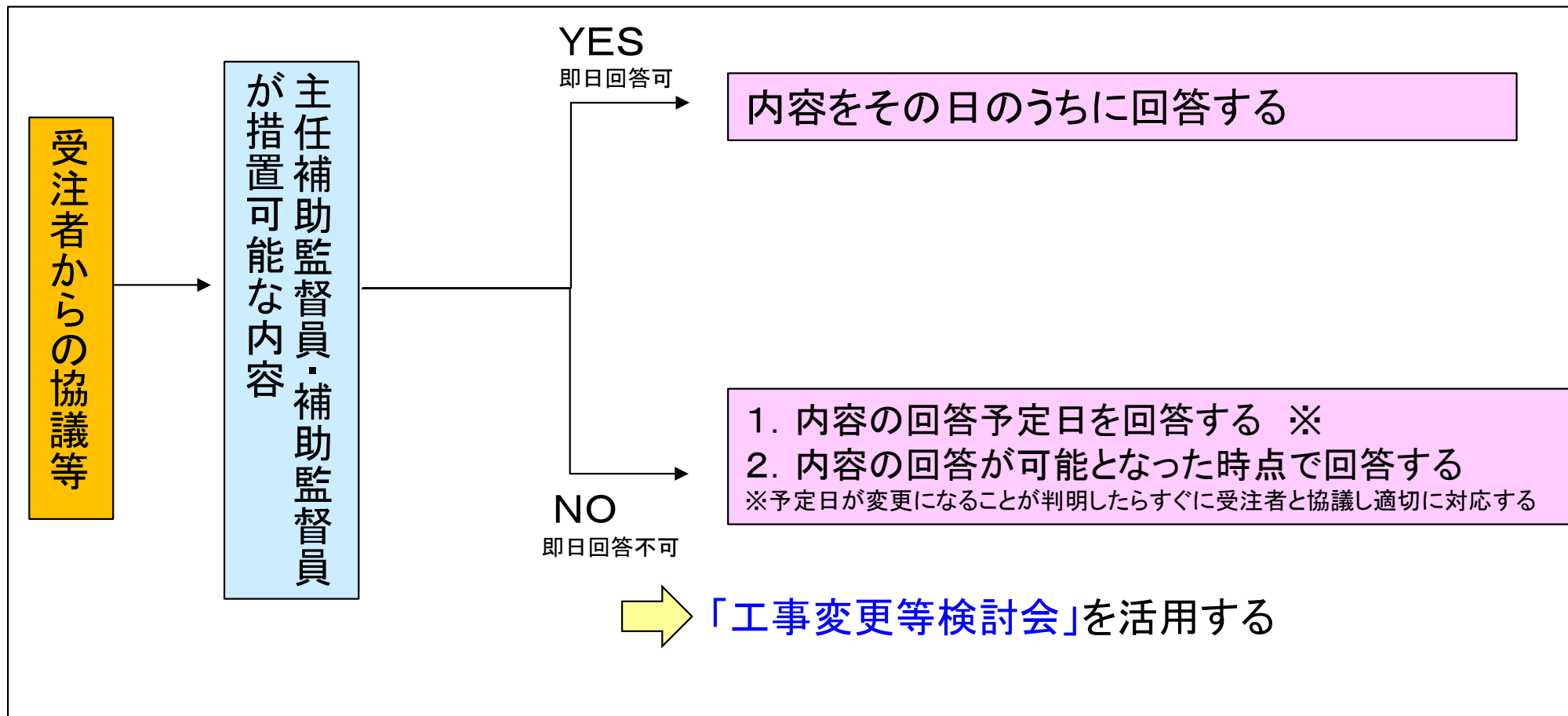
工事管理に関する取組み（ワンデーレスポンス）

ワンデーレスポンスを積極的に取り組みます。

ワンデーレスポンスとは

受発注者間における質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答することにより、現場の手待ち時間を解消するための取組み。

即日回答が困難な場合は、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にするもの。



工事管理に関する取組み（工事変更等検討会の試行）

NEXCO

■ 工事変更内容や工程管理を共有する『工事変更等検討会』を試行します。

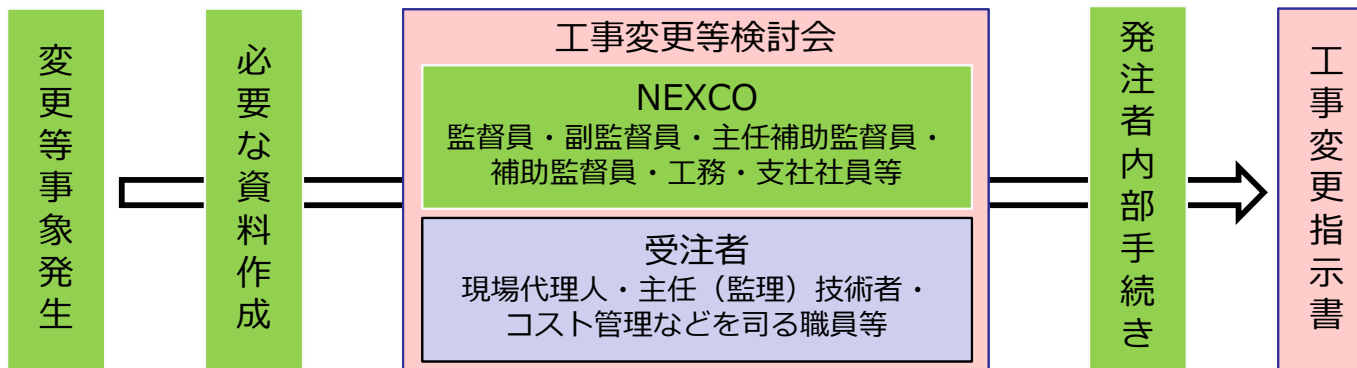
- NEXCO東日本では、これまで請負工事契約書第18条(条件変更等)・第19条(設計図書の変更)に基づく「工事変更指示書」は発注者の内部手続きを経て受注者に指示(通知)を行い、工事工程についても監督員と適宜打合せ等を行っていたところです。
- 令和3年4月からは、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保並びにこれらの結果に基づく適切な工事費等の管理を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、「工事の変更等に係る審議」や「工事工程クリティカルパス等の共有」及び「これらに伴う工事中止等の判断等」の検討を行う場として開催する『工事変更等検討会』を開催することとしております。
- 工事変更等検討会を開催する要件は以下のとおりです。

《開催要件》

- ① 請負工事契約書第18条・第19条に該当する事象が発生したとき
- ② 施工計画段階で工事工程表が作成されたとき、または工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じたとき

- また、工事変更指示書での新たな取組みとして、変更内容に伴う「概算額」の記載を行います。

《請負工事契約書第18条・第19条における工事変更等検討会の流れ》



《期待する効果》

- 受発注者間の情報共有及び意思疎通
- 工事変更等検討会開催を行うことで発注者内部手続きの簡略化(短縮化)を図り早期の工事変更指示に繋げる

5. 建設業における働き方改革に資する取組み

- 適正な工期設定
- 週休2日推進工事
- 余裕期間制度
- 工程作成の手引き
- 適切な賃金水準の確保
- 法定福利費の内訳明示
- 遠隔立会等の活用
- ウィークリースタンス

■「請負工事における適正な工期設定に係るガイドライン」の制定

《背景》

- ✓ 労働基準法の改正で建設業においても令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用される
- ✓ 品確法の改正により「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた
- ✓ 令和元年6月の建設業法改正で中央建設業審議会は、建設業の「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告することができるとされ、令和2年10月1日より契約する工事に適用される

NEXCO東日本では

建設業の働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、

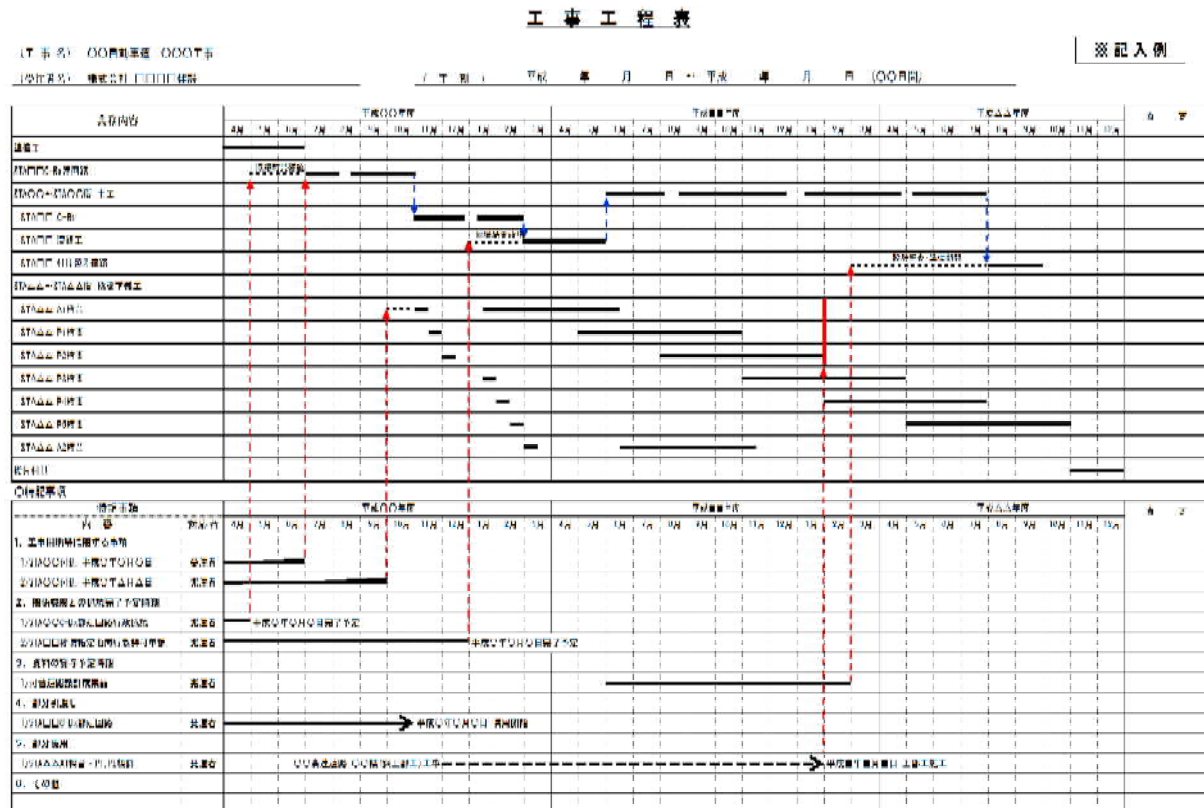
- ①長時間労働の是正、週休2日を確保した工事を実施しより適正な工期設定を行うため
- ②組織や担当者の考え方によるバラツキを解消し、標準的な工程作成が可能となるよう

「請負工事における適正な工期設定に係るガイドライン」をHP公表

働き方改革に資する取組み（適正な工期設定）

■ 工事工程の共有

- 1) 受発注者間による工事工程共有や責任分担の明確化を設計変更ガイドラインに明記（H30.7以降）
- 2) 工事工程の共有を共通仕様書に明記（R2.10以降）
- 3) 週休2日推進工事を対象に工事工程表（概略工程）の公表を試行的に実施（R3.4以降）



■週休2日推進工事の実施

令和3年4月より週休2日を基本とした工事発注に取り組んでいます。

R3.4以降に契約手続きを開始する以下を除く**全ての工事**は、**原則**、週休2日推進工事「**発注者指定方式**」での発注とします。

- ①災害等における緊急復旧工事
- ②現場施工が1週間未満の工事
- ③その他契約責任者が認めた工事

なお、週休2日推進工事の詳細は、各工事の設計図書にてご確認ください。

■余裕期間制度(NEXCO東の場合は任意着手方式)

契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる制度。

週休2日推進工事の場合に適用としております。



余裕期間: 契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。
60日に満たない場合は60日を基本とする。

契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出のうえ協議することにより、工事着手可能

■工程作成の手引き

組織や担当者の考え方によるばらつきを解消するため、標準的な工程作成が可能となるよう手引きとして制定しました。

- 工程作成の手引き【橋梁編】(H30.7制定)(最終改定R4.7)
- 工程作成の手引き【舗装編】(R1.7制定)(最終改定R4.7)
※橋梁編、舗装編については積算基準の改定に伴う一部見直し
- 工程作成の手引き【トンネル編】(R4.7制定)(最終改定R5.7)
※トンネル編については積算基準の改定に伴う一部見直し
- 工程作成の手引き【拡幅・スマートIC土工編】(R4.7制定)

工事ごとの標準施工能力から施工日数を算出する「工程作成支援ツール」を整備し、工種別標準工程を参考に工事工程を作成することで同規模、同条件等の工事で工期設定がバラつかないための指標とします。

《週休2日推進に向けた工事における取扱いについて》

工程作成の手引きの契約工期の設定にあたっては、週休2日(4週8休)を前提とした工程としております。

働き方改革に資する取組み（工程作成の手引き【橋梁編】）

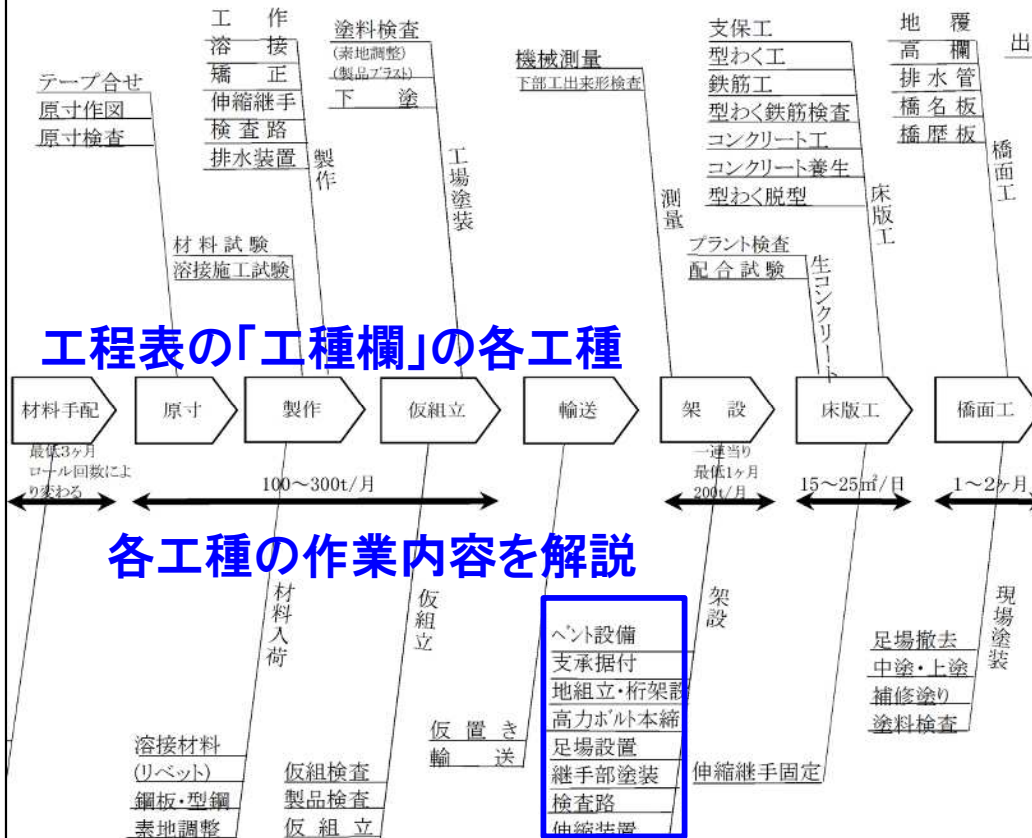
NEXCO

- 橋種毎の「施工の流れ」及び「施工写真付の施工フロー」を作成することで、若手技術者の育成や現場監理の際の一助として活用を願う
- 工期設定に際し、歩掛り毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する 工程作成支援ツールを作成

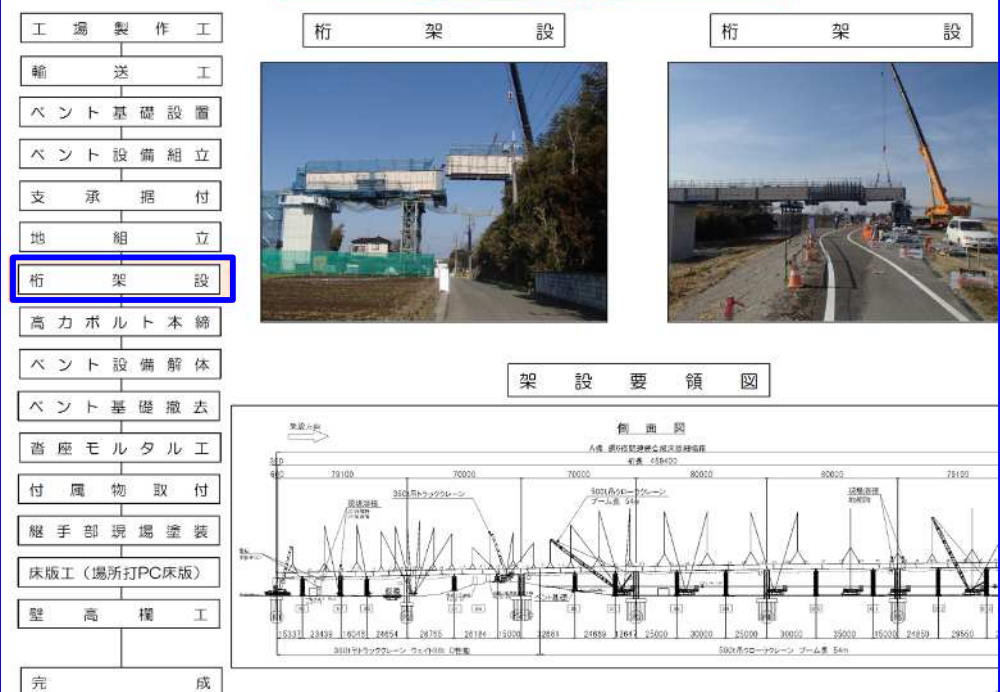
工程作成支援ツールの主な機能

- ① 歩掛り毎の標準的な作業日を自動算出
- ② 稼働率を任意に設定可能(現行:70%⇒4週8休にも対応)
- ③ 施工パーティー数の任意設定も可能
- ④ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成

鋼橋(桁橋)工事施工の流れ(トラッククレーンベント工法)

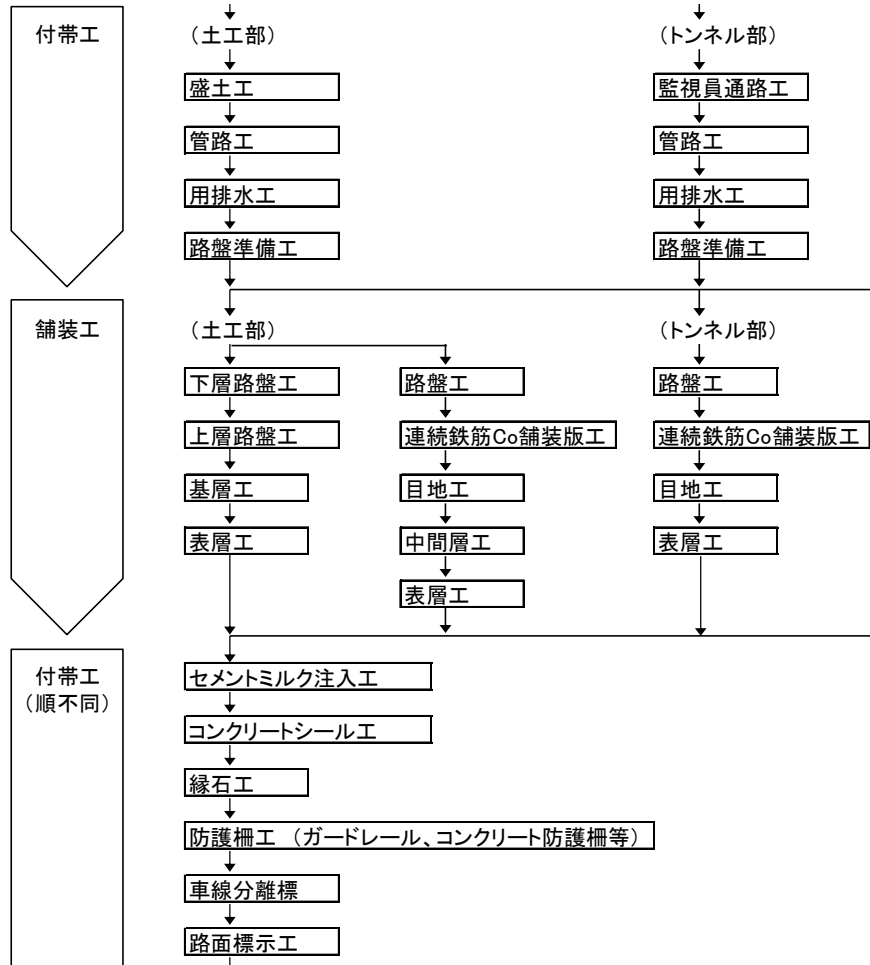


施工順序



働き方改革に資する取組み（工程作成の手引き【舗装編】）

- 「施工フロー図」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手社員の工事工程の理解を支援(新設・補修)
- 工期設定に際し、歩掛り毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する 工程作成支援ツールを作成



工程作成支援ツールの主な機能

- ① 歩掛り毎の標準的な作業日を自動算出
- ② 稼働率を任意に設定可能(現行:70%⇒4週8休にも対応)
- ③ 施工パーティー数の任意設定も可能
- ④ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成

各工種の作業内容を写真付きで解説

アスファルト混合物
表層工

施工順序

(標準材散布工)
 アスファルト混合物搬入
 アスファルト混合物均し
 アスファルト混合物締固め

標準材散布工

アスファルト混合物均し

締固め(1次・2次転圧)

締固め(仕上(転圧))

施工位置=表層

図-標準機能例

土工部、トンネル部、橋梁部での
施工内容の違いを考慮した施工フロー図

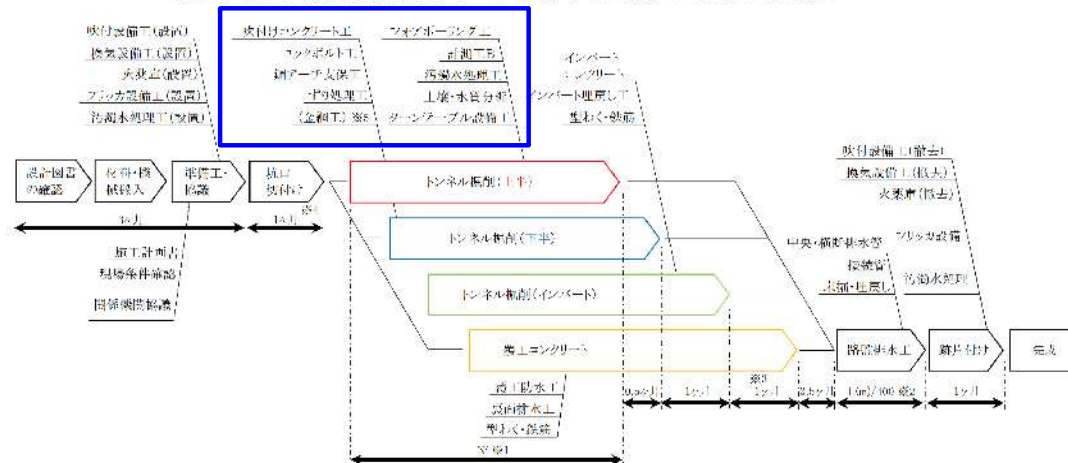
働き方改革に資する取組み (工程作成の手引き【トンネル編】)

➤「施工フロー」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手技術者の育成や現場監理の際の一助として活用

4-2. 機械掘削方式

1) 施工フロー

トンネル工（機械掘削方式：ベンチカット工法）工事施工の流れ



工期＝上半掘削期間＋3.0ヶ月＋排水工等雑工期間＋準備及び跡片付け
(数量算出要領第15章トンネル工より)
 ※1: Nは、トンネル掘削期間(上半)を示す
 ※2: Lは、トンネル全延長を示す
 ※3: 延長が短いトンネルでは、掘削完了の2か月後に覆工コンクリートを完成させることが困難な場合があるため、必ずしも覆工コンクリートの完成はトンネル掘削完了後の2か月後にしなくてもよい
 ※4: 必要に応じて、坑口切付けの期間を計上する。
 ※5: 金綱は、高強度吹付コンクリートの場合は、原則設置しない

各工種の作業内容を写真付きで解説

施工順序

上半掘削(トンネル掘削機)



※地山強度：一軸圧縮強度20N/mm²以上

上半掘削(油圧切削機)



※地山強度：一軸圧縮強度20N/mm²未満

ずり処理(ずり積込み)



サイドダンプ式ホイールローダー
ダンプトラック

鋼アーチ支保工



ドリルジャンボ

掘削

ずり処理

鋼アーチ支保工

吹付コンクリート

ロックボルト工

フォアホーリング工

掘削

ずり処理

鋼アーチ支保工

吹付コンクリート

ロックボルト工

一般的なトンネル工に含まれる各工種を明示

働き方改革に資する取組み

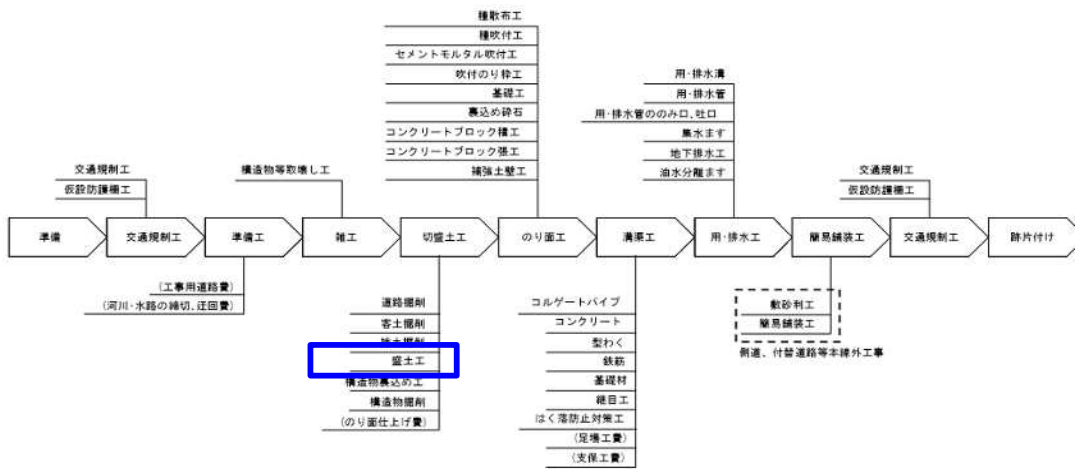
(工程作成の手引き【拡幅・スマートIC土工編】)



▶「施工フロー」及び「写真付きの施工順序」により、各工種の解説を行うことで、若手技術者の育成や現場監理の際の一助として活用

4-1. 拡幅土工工事

1) 施工フロー



各工種の作業内容を写真付きで解説



一般的な拡幅土工工事等に含まれる各工種を明示

■適用する労務単価

設計金額の算出では、公共工事設計労務単価を適用

■地域外調達に係る増加費用

当該工事の地域外から労働者を確保せざるを得ない状況、あるいは資材を調達せざるを得ない状況が生じた場合は、労働者の送迎や宿泊に要する費用等、当初契約額から増加した費用については、設計変更の対象とし、適正な費用を計上することを設計図書に明示

働き方改革に資する取組み（法定福利費の内訳明示）

NEXCO

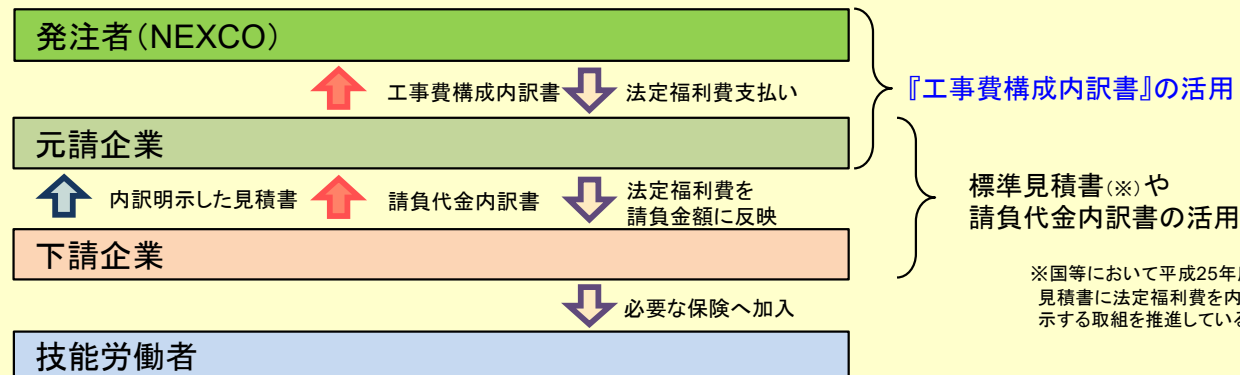
■社会保険等未加入対策としての法定福利費の内訳明示

- 公共工事標準約款で工事費の内訳書において、法定福利費を内訳として明示することが標準化されたことを受け、NEXCO東日本の工事請負契約書においても、契約締結後『工事費構成内訳書』を提出することを規定

法定福利費を内訳明示する意義

- 現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中に確保する必要があります。このため、工事費構成内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。

（活用イメージ）



※国等において平成25年度より、見積書に法定福利費を内訳明示する取組を推進している。

働き方改革に資する取組み（遠隔立会等の活用）

NEXCO

■遠隔立会等の活用

工事管理等において、ウェアラブルカメラによる「遠隔立会」や「Web会議システム」等を受発注者協議の上、必要に応じて適用可能です。

また、しゅん功検査等において、令和3年4月に「契約における履行に関する監督・検査要領」の改定を行い、「自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合」にウェアラブルカメラによる検査を可能としておりましたが、令和4年4月からは、「検査員が立会いを要しないと判断した場合」にも適用を可能としました。

ウィークリースタンスに積極的に取り組みます。

ウィークリースタンスとは

- 【1】月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- 【2】水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- 【3】土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- 【4】昼休みや午後5時以降からの打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- 【5】定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- 【6】金曜日でも定時の帰宅に心掛ける。

この取組内容については、NEXCO東日本の発注業務の契約締結後の打合せにおいて、双方で確認し記録することとしています。

6. 受発注者の業務効率化に関する取組み

- 提出書類の簡素化
- 各種施工管理要領の改正
- 発注・積算業務の効率化
- 資料閲覧の効率化

業務効率化に関する取組み（提出書類の簡素化）

NEXCO

■土木工事関係書類の電子データ化

土木工事共通仕様書で、工事関係書類は「**工事情報共有・保存システム(Kcube2)**」により、電子データで提出することを規定

- ⇒ 書類は、原則「電子データ化」
- ⇒ 令和4年7月の土木工事共通仕様書では、昨年に引き続き、工事関係書類への押印要否の精査を実施し、**更なる押印省略**を行いました。

※押印を不要とした主な工事関係書類

- ・新単価・変更単価・諸経費等の見積書
- ・工事(一部)しゅん功届 等

■工事関係書類の二重提出の防止

工事共通仕様書で、「**土木工事関係書類提出マニュアル**」により、提出書類一覧を明示して、受発注者間で提出方法を確認することで、紙と電子データの二重提出を防止

- ⇒ 令和3年7月よりKcube2での工事関係書類の提出を推進することで紙による提出書類を大幅に削減しております。
- ⇒ 令和3年7月より受注者より提出いただく書類の様式をHPに公表しております。
- ⇒ 令和3年7月より施工計画書等作成に当たっての留意事項を追記しております。
- ⇒ 令和4年7月より土木工事共通仕様書の改定趣旨に合わせて、「**土木工事関係書類提出マニュアル**」の見直しを行いました。
- ⇒ 令和5年7月より「**土木工事関係書類提出マニュアル**」内に「**土木工事関係書類簡素化ガイドライン**」を新たに策定。

業務効率化に関する取組み（提出書類の簡素化）



■土木工事関係書類提出マニュアル

【活用手順】

- ①工事関係書類一覧表を用いて、工事着手前に書類毎の提出媒体(電子・紙)を確認します。
- ②HP掲載の提出様式にて、監督員に書類を提出します。

「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる帳票様式

資料整理及び業務効率化の観点から、受注者より提出いただく帳票についてHP掲載としました。
 各工場の提出方法は、令和3年7月時点における標準的な提出方法であり、その場合の押印の有無を示しております。
 各書類の提出にあたっては、契約担当部署または工事監督部署に問い合わせます。

一括ダウンロードはこちら

※各項目メールアドレスの場合は、押印の有無が異なります。

番号	標準様式名	提出方法				提出媒体等名	紙張等
		メール送	電子契約	Kcube2	紙		
取付作業人等に関する様式							
1	取付作業人等の通知(1)について	-	-	-	-	-	-
2	取付作業人等の通知(2)について	-	-	-	-	-	契約事務係建築 2/9(※)
3	取付作業人等の通知(3)について	-	-	-	-	-	-
4	取付作業人等の通知(4)について	-	-	-	-	-	-
5	《取付・取付》取付作業の通知(1)について	-	-	-	-	-	1-7-3
6	《取付・取付》取付作業の通知(2)について	-	-	-	-	-	-
7	取付作業人等の通知(3)について	-	-	-	-	-	1-16-1
8	取付作業人等の通知(4)について	-	-	-	-	-	-
9	安全衛生管理の通知(1)について	-	-	-	-	-	共通仕様書
10	安全衛生管理の通知(2)について	-	-	-	-	-	1-26-8
取付作業人等共通仕様書に準拠する様式							
11	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	入札書に対する指示書
12	取付作業人等の取付書(取付書)	-	-	-	-	-	入札書に対する指示書
13	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	入札書に対する指示書
本工場の取付作業に関する様式							
14	取付作業人等の取付書(取付書)	-	-	-	-	-	契約事務係 3枚
15	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	契約事務係 3枚
16	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書
17	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第14号
18	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第 4-1号
前記会で使用する様式							
19	取付作業人等の取付書(前記会)	-	-	-	-	-	契約事務係建築 200枚
裁判事務の取付作業に関する様式							
20	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	契約事務係建築 288枚
本工場の取付作業に関する様式							
21	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第2号
22	取付作業人等の取付書(1)について	-	-	-	-	-	共通仕様書
23	取付作業人等の取付書(2)について	-	-	-	-	-	共通仕様書
24	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書
25	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第3号
26	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書
27	取付作業人等の取付書(取付書)	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第4号
28	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第5号
29	取付作業人等の取付書	-	-	-	-	-	共通仕様書 様式第8号

標準的な提出書類区分
及び押印の有無を明示

【活用内容】

工事管理を行う上で、組織や人の判断の違いにより生じている課題を解決するために「現場管理の留意点」として各種課題に対する考え方や取組み事例を記載しております。

事例7	具体的内容
現場の声	提出書類について、監督員側の回覧目的から紙面での提出も要求された。書類提出が紙面、電子データの二重提出になっており非効率である。
効率化に向けた考え方	土木工事共通仕様書において「本システムを使用して作成及び提出した書類については、別途用紙による提出は行わないものとする」と明記しています。 発注者は、共通仕様書の記載内容を確認し徹底する必要があります。 なお、平成29年7月以降は、契約締結後の打合せにおいて、各種提出書類毎の提出方法・保存者等について監督員と確認するよう「土木工事関係書類提出マニュアル」に記載しています。
改善された好事例(一例)	監督員と事前に打合せを行い、Kcubeで提出すべきものと紙ベースで提出すべきものとを区分し、二重提出を解消した。

業務効率化に関する取組み（提出書類の簡素化）

NEXCO

■ 土木工事関係書類簡素化ガイドライン

R5.7に土木工事関係書類提出マニュアル内に追加

【土木工事関係書類簡素化ガイドラインとは】

土木工事共通仕様書等の契約書類に基づき受発注者が作成している土木工事関係書類を**必要最小限に簡素化**し、**受発注者双方の働き方改革の推進**を図るための留意点をまとめたもの。

例) 施工体制台帳

受注者は、建設業法施行規則により施工体制台帳を作成・提出することとされているが、添付資料は必要最小限とし不要な書類の提出は行わないものとする。

◀ 施工体制台帳の構成 ▶

施工体制台帳に記載すべき内容 (建設業法施行規則第14条の2第1項)

- 【元請負人に関する事項】
 - 建設業許可の内容 ※すべての許可業種
 - 健康保険等の加入状況
 - 建設工事の名称・内容・工期
 - 発注者との契約内容（発注者の商号、契約年月日等）
 - 発注者が置く監督員の氏名等
 - 元請業者が置く現場代理人の氏名等
 - 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
 - 従事する者の氏名等
 - 外国人材の従事状況
- 【下請負人に関する事項】
 - 商号・住所
 - 建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種
 - 健康保険等の加入状況
 - 下請契約した工事の名称・内容・工期
 - 下請契約の締結年月日
 - 注文者が置く監督員の氏名等
 - 現場代理人の氏名等
 - 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
 - 従事する者の氏名等
 - 外国人材の従事状況

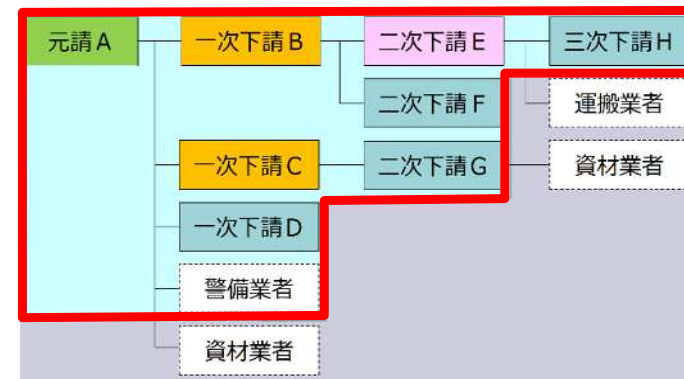
施工体制台帳に添付すべき書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）
※民間工事の場合で、作成建設業者が注文者となる下請契約以外の下請契約については、請負代金額を除いたもの
(元請⇄一次間の契約書には請負代金額の記載が必要)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の写しに限る
- 監理技術者補佐を置くときは、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格を証明できるもの写し（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるもの写し（健康保険証等の写し）

◀ 施工体制台帳に添付が不要な書類の例 ▶

- ・建設業許可の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するもの写し
- ・監理技術者などの技術者届の写し
- ・見積依頼書の添付図面
- ・技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し

◀ 施工体制台帳の作成範囲 ▶



業務効率化に関する取組み（土工施工管理要領の改正（R2））

NEXCO

■盛土工に関する見直し

- モデル施工の実施判断に関して、盛土材料や施工方法等が下表の条件に合致する場合モデル施工を省略

盛土施工部位	粒径	細粒分含有率	土質分類	スレーキング率	最適含水比	施工機械	転圧回数	備考
上部路体 下部路体	粒径40mm以下 が主材料	30%以下	礫質土 【G】	50%以下	15%以下	振動ローラ 転圧力 200kN級	10回以上	

- たわみ試験は上部路床のみで実施することを標準化（下部路床や上部路体は削除）

■切土工に関する見直し

- グランドアンカー工の日常管理試験のうち、報告書の提出を求めるものは監督員の立会いを省略
→アンカー引抜き試験や他サイクル試験等

■付帯工に関する見直し

- 少量コンクリートの施工管理のうち、コンクリート検査立会いの頻度を見直し
改正前 日々、施工開始前+50m³毎
改正後 1のり面で施工開始前1回のみ

■土工施工管理要領の全体構成の見直し

- 施工管理に関わる提出物の簡素化や、読みやすさを求めて全体構成の見直し（設計要領に合わせて並び替え）
- 「軟弱地盤上の盛土工」を新設し、現場施工における着眼点や留意点に関する知見を明記し、施工の手戻りを防ぐことによる生産性を向上
- 書類削減を目的とした関連様式の改定
現行の盛土工関連様式（全28種）のうち8種類を廃止（そのうち4種類を切土工に追加）
既存の盛土工関連様式における記入項目・単位系の見直しや、切土工関連様式の一部見直し（記入事項の明確化）

【例】

盛土工⇒管理様式-101 土工日常管理週報等の廃止（気象や土量は工程管理、日常管理項目は管理様式-103でそれぞれ確認できるため、本様式は廃止）

切土工⇒様式-7 ブルドーザによる土砂、軟岩、硬岩判定試験用紙（その1）等を盛土工から切土工へ移行。（土軟硬判定試験に使用）

■3配合(A・B・C配合)で試し練りを行う要件の緩和

- ・ 以下の場合には1配合(B配合)のみの性状確認・強度確認により示方配合を決定
NEXCOへの出荷実績がある場合(全コンクリート種別)
次の要件をすべて満たす実績配合がある場合(PC構造物用コンクリート以外)
 - ✓ JISマーク表示認定工場であること
 - ✓ 同一配合の出荷実績が施工数量と同等又は1000m³以上であること
 - ✓ 実績を有する配合の単位数量が165kg/m³以下であること

■フレッシュコンクリートのスランプの試験頻度の緩和

- ・ スランプの日常管理試験頻度(従前) : 最初の5台 +50m³毎
- ・ スランプの日常管理試験頻度(改正) : 最初の1台 +50m³毎

■硬化コンクリートの強度管理の緩和

- ・ 材齢7日の強度管理は廃止、28日強度は書類提出による確認とした

■監督員立会いの省略

- ・ 製造設備の検査(プラント検査)、フレッシュコンクリートの日常管理試験(コンクリート打ち込み以外)、硬化コンクリートの強度管理試験音立会いを省略

■報告様式の見直し

- 基準試験報告書(製造設備及び配合設計)の管理様式A302について、JIS A 5308の様式を活用
- JIS A 5005に関連する試験様式-304を廃止し、JIS様式を活用
- 押印が必要な報告様式について押印欄を削除

■試し練りの一部について、B配合のみに変更

- W/Cを固定し、s/aや混和剤(強度に関係しないもの)も大きく変化させない場合には、A配合・C配合を不要に

■試し練りの同一工事での有効性を明記

- 同一工事でも、試し練り省略の有効期限6ヶ月を超過した場合に、改めて試し練りが必要と求められる場合があるとの意見に対応し、同一工事であれば初めの1回の試し練りで良いことを追記。

■ JIS A 5308に基づく、混和剤(減水剤)の使用量の変更を明記

- 打設時の品質保持を目的として混和剤の使用量を変更できるよう追記。

■アスファルト混合物の配合試験等の試験ひん度等の見直し

- ・ 常設アスファルトプラントを対象に、過去のNEXCO工事への出荷実績（最終出荷日から1年以内）があり、材料の変更等が無く、同一配合条件の場合、試験結果（写）の提出により配合試験等の省略可能
- ・ 常設アスファルトプラントから出荷する場合において、他のNEXCO工事での出荷中の同じ舗装種別の混合物を使用する場合、他のNEXCO工事で出荷される混合物により混合物の性能確認を代替

■常設アスファルトプラントの検査の見直し

- ・ アスファルト混合物事前審査制度で認定済みプラントについて認定書（写）の提出で検査に代替

■アスファルト混合物の日常管理試験等のひん度等の見直し

- ・ ふるい分け試験の頻度を「2回／1日」から「1回／1月」に変更
- ・ マーシャル安定度試験の頻度を「1回／1日」から「出荷開始後3日間のみ」に変更
- ・ 高機能舗装Ⅰ型用混合物（空隙率20%）について、現場透水試験を廃止
- ・ プラント管理週報と舗装管理週報を統合

■ 日常管理試験頻度等の見直し

- 吹付けコンクリート工の初期強度試験における材令1日強度の確認頻度を「25mに1回」から「50mに1回」へ変更
- ロックボルト工の定着材のコンシステンシー確認頻度を「施工開始前に1回」から「50mに1回」へ変更
- ロックボルト工の引抜き試験頻度を「3本／20m」から「3本／50m」へ変更
※ただし坑口から100mの初期段階は「3本／20m」
- 繊維補強覆工コンクリートの繊維混入率試験頻度を「1スパン3回」から「1スパン1回」へ変更

■ 出来形計測頻度等の見直し

- 吹付けコンクリート工の厚さ測定頻度を「20m毎」から「40m毎」へ変更
- ロックボルト工の突出量確認を「全数」から「40m毎」へ変更
- ロックボルト工の長さ測定を「20m毎」から「40m毎」へ変更

■再生骨材を用いた再生アスファルト混合物の使用

- ・ 資源の有効利用の観点から、As再生骨材を用いたアスファルト混合物の適用が求められており、今回、土工部の上層路盤のアスファルト安定処理路盤材に対して、As再生骨材を一定条件下で使用可能としたもの。
プラントの出荷実績から、As再生骨材の配合率は最大40%までの範囲で検討し、配合設計手法は針入度法または圧裂係数法を用いる。

■基層用アスファルトの改質アスファルト標準化

- ・ 基層アスコンのはく離を起因とする局部沈下などの損傷事例があり、基層用アスコンの高耐久性（耐流動性・耐水性・はく離性抵抗性など）と粗骨材及び混合物のはく離抵抗性確認試験の省力化を図るために、ストレートアスファルトから改質Asを標準とする。

■加熱貯蔵サイロでの貯蔵合材の使用

- ・ 舗装に使用するアスファルト混合物として、加熱貯蔵サイロでの貯蔵合材を利用した場合、出荷能力の向上、他工事との出荷調整の容易化、プラント作業員の労働時間短縮等のメリットが考えられることから、一定の品質基準を満たす場合に使用可能としたもの。

■視線誘導効果に着目した新たなトンネル内装工への改定

- 近年、演色性に優れ、色が識別しやすい白色照明(LED化)が標準化され、視環境の向上が図られている。一方で保全の現場では白色内装材の脱落事象が発生し、管理上の課題となっていた。そこで、内装工の役割である視線誘導効果に着目し、脱落リスクを軽減する内装工へ見直し(色反射材H=0.5m~0.9m、W=10cmに見直し)

■長期耐久性が期待できる新たな内装材の基準化

- 脱落リスクを軽減できる新たな内装工の材料として、塗装内装工、シート内装工を基準化。(ただし、長期耐久性が確保されるよう、覆工コンクリート表面の素地調整基準を明記)

■小片はく落対策の施工方法見直し

- 供用中トンネルにおいて、覆工目地を跨いで施工した繊維シート接着工が、施工直後の所定の接着力が得られる前に剥がれや落下する事象が複数件発生。繊維シート接着工の落下事象は、目地跨ぎ部に自由長を設けており全面接着になっていないこと、所定の接着力が得られる前に通行車両による風圧影響を受けていることが原因と考えられるため、自由長を廃止し、シートにたるみを設けて温度伸縮に対応する構造として施工することを基本とした。

■小片超えはく落対策の施工方法見直し

- ・ 覆工目地部に施工する繊維シート接着工は覆工の温度伸縮を考慮して自由長を設けることとしているが炭素繊維シートなど剛性が高い材料では温度伸縮の繰り返しのよりシートの割れを確認。炭素繊維シートなど剛性の高い材料では伸縮に追従できないため、目地を跨がない施工とした。

■はく落対策の品質管理項目の見直し

- ・ 長期耐久性を考慮し、はく落対策(小片、小片越え)の品質管理項目を見直し。シートの変状原因は施工時の覆工表面の水分量や脆弱部の残存、施工直後の漏水などが考えられるため、施工時の品質管理項目の見直しおよび施工時の留意事項を追記。

業務効率化に関する取組み（発注・積算業務の効率化）

NEXCO

■ 率計上積算の試行

主たる目的物以外で、全体工事費に占める割合が小さい単価項目について、直接工事費に対する率計上にて契約制限価格を算出する試行を実施しております。

▶ 適用工事

土木、土木補修、舗装及び橋梁補修 工事

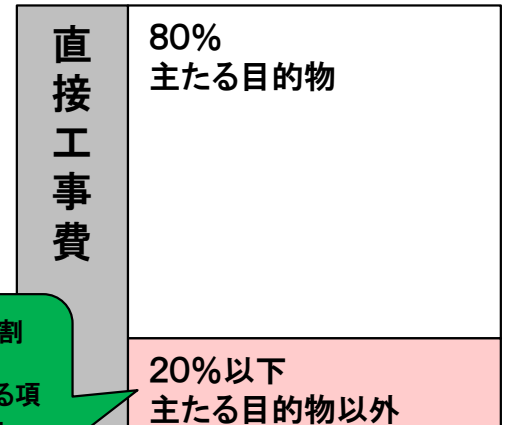
《土工事例》

用排水工及び交通安全・管理施設等を率計上したもの

通常の単価項目

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m ³	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m ³	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m ³	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m ²	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	用・排水溝	200	m	20,000	4,000,000	
7	排水ます	10	箇所	10,000	100,000	
8	工事用道路	1	式	3,500,000	3,500,000	
9	立入防止柵撤去工	100	m	20,000	2,000,000	

	分類	合計	割合
直接工事費	目的たる物	100,000,000	91.2%
	目的たる物以外	9,600,000	8.8%
	合計	109,600,000	100%



直接工事費全体の2割以下の項目を、「率計上工事に関する項目(一式)」として計上

率計上工事での単価項目

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m ³	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m ³	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m ³	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m ²	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	率計上工事に関する事項	1	式	9,000,000	9,000,000	9%

	工種	合計
直接工事費	目的たる物	100,000,000
	目的たる物以外	9,000,000
	合計	109,000,000

率計上項目は参考図書として位置づけ工事契約後に現場照査により数量を確定し設計変更を行う。

業務効率化に関する取組み（資料閲覧の効率化）

NEXCO

■資料閲覧の効率化

過年度成果品等の資料閲覧時に、電子成果品を貸与することで資料閲覧の負担を軽減します。

➤ 対象業務

資料閲覧を行う全業務

資料閲覧の方法

【従前】

- 発注機関(事務所等)で、時間内に閲覧
- 紙ベースの成果品を閲覧

【課題】

- 参加者の負担が大きい



【改正】

- 競争参加者へ電子成果品を貸与

※留意事項

電子データの取り扱い(セキュリティ対策)
として、誓約書提出を義務付け

【期待される効果】

- 閲覧時の負担が軽減
(閲覧場所での情報選別やメモ等の作業時間の短縮 など)